

TERG

Discussion Paper No.377

近世日本における地方株仲間の一考察

-仙台薬種仲間を例として-

著者 徐寤

発行：2017年10月

TOHOKU ECONOMICS RESEARCH GROUP

Discussion Paper

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS AND
MANAGEMENT TOHOKU UNIVERSITY
27-1 KAWAUCHI, AOBA-KU, SENDAI,
980-8576 JAPAN

近世日本における地方株仲間の一考察

-仙台薬種仲間を例として-

<要約>

本稿の目的は、18世紀以降和薬市場の形成に対応した仙台薬種仲間の活動実態を考察し、全国市場に組み込まれた藩領域市場において独自の流通機構として機能した地方株仲間のありようを歴史的に論じてみることである。

これまで株仲間の研究は、「三都」と呼ばれた京都・大坂・江戸の株仲間を対象として検討されたものが多く、それらのほとんどは、公権力に結びつく商人資本の検討であるというところで共通している。しかし、本稿では、この分析視角と異なり、多様な市場経済活動を行う仙台薬種仲間の行動を考察することとする。この検討により、和薬市場を形成する中で、商売特権を取得・確保・活用しつつ、公権力から別次元で、独自の市場対応策を講じ、領内和薬の集荷と移出問題に取り組んだ仙台薬種仲間の活動実態が明らかとなった。仲間組織は、しばしば議論されたような公権力に結びつく流通統制機構の一面を有するほか、市場に対応した機能集団としての側面を有する、という点が明白となった。この事例分析をもとに、地方株仲間は、領国の商業政策・専売制の実施、領域市場構造などに大きく規定され、その形態と機能の多様性、また三都株仲間とは大きく異なるありようを呈したことがわかる。なお、18世紀以降特産物市場を形成する中、産地に位置する地方株仲間の行動様式、機能と限界が部分的ながら浮き彫りになった。

キーワード：仙台薬種仲間、地方株仲間、市場に対応した機能集団、和薬市場、特産物

目次

- 1 はじめに
- 2 仙台薬種仲間の概略
- 3 貞享～宝暦期和薬生産・流通の本格化と薬種仲間の行動
 - (1) 貞享年間から薬種仲間主導下の領内和薬生産と流通
 - (2) 享保～宝暦期領内和薬流通特権の取得と強化
 - (3) 薬種仲間内和薬集荷仕法の形成と調整
- 4 明和～文政期和薬生産・流通の拡大と薬種仲間の行動
 - (1) 明和期～寛政6年和薬流通秩序の維持における薬種仲間の動向
 - (2) 寛政7～11年星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋問題
 - (3) 寛政11年～文政期和薬市場における薬種仲間地位の後退
- 5 天保～慶応期和薬独占体制の再構築とその問題
 - (1) 天保期和薬独占体制の再構築
 - (2) 「遠在」諸郡の和薬流通問題
 - (3) 嘉永期以降「近村」和薬の集荷問題
- 6 地方株仲間としての検討
- 7 結論

1 はじめに

本論文では、18世紀以降和薬市場の形成に対応した仙台薬種仲間の活動実態を考察し、全国市場に組込まれた藩領域市場において独自の流通機構として機能した地方株仲間のありようを歴史的に論じてみる。

株仲間論¹は、かねてより多くの研究が蓄積されてきたテーマである。我々は、優れた研究成果を、戦前商業史の研究（宮本, 1938等）、戦後幕藩制構造論の一環としての「商品流通史」や「市場構造論」の研究（中井, 1961；北島編, 1962；林, 1967等）、幕府の経済政策としての株仲間論（津田, 1961；中井, 1971等）、近年注目されるようになった都市史の研究（吉田, 1985；今井, 1986等）のなかに発見することができるが、それらのほとんどは、「三都」と呼ばれた京都・大坂・江戸の株仲間を中心に論じている点で共通している。

株仲間の古典的研究として宮本又次『株仲間の研究』をあげることに異を唱える者はほとんどいないであろう。そこでは、仲間の成立・発展・衰退の過程が幕政との関係で論じられ、その文脈で仲間の組織・機能・運営等の諸特徴が明らかにされている。ただし、これらの考察は、三都、特に大坂株仲間の事例を中心になされていることに注意が払われなければならない。地方株仲間を検討するに際し、宮本自身が「株仲間は場所的にも考察せねばならぬ」、「各株仲間の設定場所である直轄都市・城下町・商人町・港町・宿場町・門前町の特殊事情に関連して考究し、株仲間の持つ場所的特性を見究めねばならぬのである」として、大坂株仲間以外に、地方株仲間の検討の必要性を認めていた事実に着目したいのである。

ところで、近世市場経済形成期の担い手として商人や株仲間を論じる場合、もちろん三都株仲間を軸に検討することは重要な意味を持つが、同時に領域市場ないし広域的市場経済活動の展開に組み込まれる商人特権組織として地方株仲間という組織の存在にも関心がよせられるべきであろう。実は、十七世紀後半以降の城下町の日用品・奢侈品の需要が増大し、十八世紀以降になると、日本列島内の特産物生産・流通が本格化し、さらに、幕末の地方領国間の交易の発展を背景として、各地の地方株仲間が、領内と三都市場を結ぶ流通機構として機能しながら、同時に地方領国間の商品流通にも重要な役割を果たしていくことになった。このような市場経済活動の担い手として行動する地方株仲間は、地方独自の政治・経済・社会的諸条件に大きく規定されており、結果として独自の形態・機能を呈することとなった、ということができよう。たとえば、松前地問屋株仲間は、流通の結節点に設けられた組織であり、商品取引全般を扱いながら移出入税徴収業務と結び付きつつ、蝦夷地産物に対する商業独占的機能を保持していた。この両者が密接に関連して機能していたところに当地方の株仲間の特質があったと指摘されている²。

日本各地におけるこのような地方株仲間の活動は、問題関心の不足と史料的な制約から、現在においてもなお十分な検討が行われているとは言いがたい状況にある。しかし、仙台薬種仲間の事例分析はそのような検討課題に対する答えの一つを提示してくれる。本研究の研究史上の意義の一つであろう。なお、藩領域また全国市場経済における地方株仲間の

¹ 株仲間の研究史については、今井（1989）を参照。

² 中西（1998）、70頁。

活躍を考慮する際、十八世紀以降特産物生産・流通の展開、そしてまたこれに関わる諸藩の国産仕法の実施とは大きく関連するという点を見逃すことができない。したがって、本稿では、特産物生産・流通の一環として推し進められた国産和薬の輸入薬代替化という市場動向に着目し、仙台薬種仲間を地方株仲間の一例として検討することにする。

これまでの株仲間全体の研究動向と同様に、薬種に関わる商人組織の研究は、大坂・京都薬種仲間を対象として検討されたものが多くて、それらのほとんどは、幕府の設定した唐薬流通構造の中枢にある大坂薬種仲間の検討(本庄, 1960; 今井, 1976a; 渡辺, 2006等)である。唐薬種は国内で非自給の必需品であり、幕府によって一元的に掌握された輸入品である。これと対照的に、和薬種は国内の農民的な商品生産物であり、その流通構造について、唐薬種のように幕府の規制を受けていなかったことが指摘されている³。

享保年間以降、国産奨励の影響を受けた和薬の生産と流通が次第に拡大しはじめ、安永9(1780)年になると、全国薬種流通の中心であった大坂薬種中買仲間が諸国へ積送った薬種の中で、量的には、和薬種(30万斤8833斤余)はすでに唐薬種(10万5999斤余)の三倍にのぼったのであった⁴。ここから、唐薬種と異なる生産規模と流通構造を持つ和薬市場の実態が推察され、唐薬と和薬の生産・流通に関わる薬種仲間の活動実態を区別して検討する必要性が出てきた。しかし、和薬市場に組み込まれた薬種仲間の活動内容が、未だほとんど明らかにされていない。

上記のような株仲間の研究状況とその問題点を踏まえ、本稿では、仙台薬種仲間文書(「小谷文書」⁵)を利用し、仙台の特産物としての川芎⁶と沢瀉⁷の生産・流通問題を中心に、和薬の集荷・出荷に関わる仙台薬種仲間の独自の行動と機能を明らかにしていきたい。それは同時に、和薬種の市場構造、またその市場形成における地方薬種仲間の位置づけを検討することにもつながるであろう。以下、まず仙台薬種仲間の歴史的な概観を踏まえつつ、従来の仙台薬種仲間の研究と異なる本稿の分析視角をより鮮明にしてみる。さらに、「小谷文書」の国産和薬の関連史料を利用し、仙台和薬の生産・流通の歴史的過程を三段階に分けて、それぞれの段階において多様な集団活動を行い、仙台産薬種の集荷・移出の独占を図る薬種仲間の活動を考察する。

2 仙台薬種仲間の概略

まず、はじめに、仙台薬種仲間の私的な商人組織としての形成と株仲間の成立といった経緯を簡単に説明しておかなければならない。

仙台薬種仲間を検討する際、朴(1991、1992、1995、2003)の研究があげられ、

³ 今井(1976b), 36頁。

⁴ 今井(1976a), 15頁。

⁵ 小谷家は、仙台に進出した近江商人で、文化9(1812)年に国分町に薬種・瀬戸物の店を構えた。近江商人の中では遅い進出であったが、城下の有力商人に成長していった。小谷文書は、小谷家もその構成員となっていた薬種仲間に関する史料である。個別商人経営に関する文書はほとんどない。資料点数は、総計250点(204冊・11綴・16束・17通・2枚)であり、続集は594点(562通・32綴)である。現在、東北大学附属図書館の所蔵となっている。

⁶ 川芎(センキュウ)は、鎮痛・鎮静・補血・強壮薬として用いる。

⁷ 沢瀉(たくしゃ)は、利尿・止瀉薬として多くの処方や製剤に配合する。

これに依拠して組織変遷の歴史過程を見てみよう。すなわち、万治2（1659）年唐薬種の領内仕入を行う薬種商人たちが作り上げた私的仲間組織は、享保11（1726）年仙台国産和薬の集荷及び輸出独占の特権の獲得、宝暦10（1760）年薬種・薬種附品の領外仕入独占権の成立によって、その特権的地位を確立・拡大したというのである。享保11（1726）年仙台薬種仲間の株仲間化は、国産和薬の本格的な生産を基底的動因にした一連の経緯の結果であることも指摘されている⁸。そこでは、仙台薬種仲間に参加した商人の業務内容について、古来（17世紀組織成立当初から）の領外薬種などの仕入に重点が置かれつつ、領内和薬生産・流通の本格化を原因に、仙台産薬種の商売（他領への移出を中心に）も重要な業務内容として扱われることとなったのであろう。

ところで、以上仙台薬種仲間の検討は、領主権力に結びつく商人資本の解明を目的として行われたものであり、この問題設定のため、和薬流通に関わる仙台薬種仲間の実態の判明も享保期和薬流通特権の獲得という事例しか明らかにされていない。他方、本稿では、地方株仲間の事例分析として、和薬の生産・流通に関わる仙台薬種仲間の活動を明らかにするが、これは、和薬市場形成の歴史的過程を追いながら、市場対応をした仙台薬種仲間の独自の行動と機能の考察こそが重要であると考えからである。実際には、このような仲間組織の市場に対応した機能集団の一面を検討するにあたっては、従来の仲間商人の公的権力との関わりという分析視角と異なり、多様な市場経済活動を行う仲間の行動を考察することとする。この際、和薬流通特権の取得と行使は、仲間の機能を果たすための一つ的手段にすぎなかったと考え、商売特権を取得・確保・活用しつつ、公権力から別と次元で、独自の対応策を講じる薬種仲間の実態活動を明らかにしてみる。

3 貞享～宝暦期和薬生産・流通の本格化と薬種仲間の行動

本節では、貞享期～宝暦期は、領内和薬市場形成の初期と考え、仙台薬種仲間はどのような独自の組織活動を行い、城下周辺から領内在方地域に至るまで国産和薬の集荷及び輸出の独占を図っていたのかを、明らかにしてみる。具体的には、貞享元（1684）年以降領内和薬開発の参与、享保4～11（1719～1726）年和薬の集荷・移出独占権の取得、宝暦10（1760）年和薬独占権の強化、貞享期から宝暦期までの仲間内集荷仕法の形成・調整、という仲間組織の動きを考察する。

(1) 貞享年間から薬種仲間主導下の領内和薬生産と流通⁹

① 薬種仲間主導下の領内和薬生産

和薬生産の初期、薬種仲間商人は、和薬産地の開拓に必要な技術と資金を提供していた。例えば、貞享元（1684）年、仙台薬種仲間の北村屋権七は、藩の許可を得て、江戸より和薬の種を大量に取り寄せていた。国分生楽原小泉村¹⁰に土地を三カ年無年貢で借りて、

⁸ 朴（1991），52頁。詳細は次節にて説明する。

⁹ この部分の内容は、主に小谷文書第一-82（寛文年中以来「諸留残集帳」）という史料を通じて説明する。

¹⁰ 旧宮城郡地区にあり、仙台城下に接する村。仙台市史編さん委員会編（2003），260頁によると、国分生楽原は国分寺薬師堂の北側、宮城野区宮城野一帯であって、小泉村はその南に位置する。

川芎、沢瀉、当帰¹¹、白芷¹²、大黄¹³、三稜¹⁴を栽培したのである。薬種の栽培人（和薬師）として、薬草に詳しい南鍛冶町居住の弥助、安兵衛、門兵衛が命じられた。

その結果、享保 20（1735）年に至って、領内 95 種類の和薬を生産することができるようになった。その内に、川芎と沢瀉は、以降仙台の特産物として認められ、盛んに江戸・上方市場に移出するようになったのであった。『薬草木作植書付』¹⁵の中で、川芎について、「大和と豊後の産は上品。仙台の産がそれに次ぎ、それ以外性其次にて、余ハ不宜敷」と記されている。沢瀉については、同『薬草木作植書付』の中に、「和産仙台より多く出、此性少し宜敷。其外者次之旨」という記載も残され、さらに『本草綱目啓蒙』¹⁶『本草図譜』¹⁷の中にも、仙台の産が佳品とされている。

②薬種仲間商人の和薬集荷と販売

和薬開発の初期、領内薬種識別能力と栽培技術を保有する生産者が限られている事情を原因に、仙台薬種仲間商人は和薬師（薬種の栽培人）と長期的な連携関係を築くことによって、安全な薬種を安定的に買い集めることを図っていた。他方、新商品として市場に出回る仙台産和薬は、仙台薬種仲間商人の手を経て、領内外に流通し、開発初期の販路問題が解決されたようである。事情は次のようなものである。

貞享元（1684）年から、仙台薬種仲間商人は、和薬師との連携を通じて、領内和薬の生産量・過不足量を検分した上で、江戸大坂薬種市場への移出を行うこととなった。当時移出された薬種は、主に川芎、沢瀉、当帰、白芷、大黄、三稜である。この際、従来三都市場から唐薬種を仕入れる仙台薬種仲間商人は、江戸・大坂など薬種問屋との密接な取引関係を持つため、互いに信用し、安心した仙台産薬種という新商品の取引が成り立つようになったのであろう。特に、寛文 7（1667）年以前から、仙台薬種仲間は、すでに組織上江戸薬種問屋との固定的な取引関係を結んだのである¹⁸。

¹¹ 当帰（トウキ）は強壯・鎮痛・鎮静薬として、冷え性・血行障害・更年期などに用いる。

¹² 白芷（ビャクシ）は鎮痛・鎮静薬として感冒・頭痛などに用いる。『本草綱目啓蒙』の中に、奥州南部の自然生が最佳品とされている。

¹³ 大黄（ダイオウ）は、病気の基となる諸毒を排する作用があり、漢方医学においてはもっとも重要な生薬の一つとされている。広く瀉下薬として用いられるが、副作用として腹痛、腹鳴、悪心・嘔吐などが知られている。

¹⁴ 三稜（サンリョウ）は主に民間で通経・催乳薬として用いられる。

¹⁵ 天保 14（1843）年小坂力五郎著『薬草木作植書付』は、武田科学振興財団杏雨書屋所蔵であり、幕府旗本・小坂力五郎が薬種の国内自給を提言したものである。内容は、薬種の生産を増やす方策、栽培法とその収支計算、確保すべき薬種等からなり、薬種行政に対する具体的な提案となっている。その詳細が、農山漁村文化協会編（1996）に載せられている。

¹⁶ 小野蘭山は江戸時代の大本草学者であり、享和 3（1803）年から文化 3（1806）年にかけて、本草 1882 種を書き表す大著『本草綱目啓蒙』全 48 巻を刊行した。

¹⁷ 岩崎灌園は江戸時代後期の本草学者であり、20 年をかけて『本草図譜』を作成し、文政 11（1828）年に完成した。これは日本で最初の植物図鑑とすることができる。自ら描いた 2000 種の図を集大成したもので、92 冊からなり、李時珍の『本草綱目』にしたがって配列された。

¹⁸ 小谷文書第一-1, 寛文 7（1667）年「薬種定帳」。その第七条に、「江戸大和屋翹屋より申来候、自今以後薬や新棚被相出候衆御座候共、中間より添状致間しくよし申来候間、

享保年間になると、仙台薬種仲間商人は、川芎・沢瀉を特産物として盛んに江戸・上方市場に移出し、その結果、領外移出量はすでに領内の取引量を上回っていたのであった。江戸大坂市場への和薬移出（「為登」）量¹⁹について、享保9（1724）年沢瀉1285貫目²⁰（約4819kg）、川芎638貫目（約2393kg）、享保10（1725）年から同11（1726）年春迄、沢瀉3247貫目（約12176kg）、川芎627貫目（2351kg）が確認できる。このような移出量と比べて、享保11（1726）年領内流通に必要な川芎は500貫目位（1875kg）、沢瀉は100貫目位（375kg）である²¹。ちなみに、享保期以降薬種仲間商人が扱う領内取引量（国用分）については、享和元（1801）年²²川芎200貫目、沢瀉100貫目、文化6（1809）年沢瀉90貫目²³という断片が記録されている。これによって、享保年間以降、仙台区産和薬の領内流通規模をある程度に窺わせるとともに、領外移出を中心とする流通構造が推測できる。実は、以上、沢瀉・川芎を代表とする和薬生産の拡大や、特産物として他国市場へと出荷するところに、薬種国産化初期における仲間組織の役割も推察されよう。

（2）享保～宝暦期領内和薬流通特権の取得と強化

領内和薬の増産と相まって、領内外の薬種商人が多数現れ、生産者と密着し、領内和薬が直接領外に移出されるようになった。これは、藩への仲役²⁴上納を条件に許された仲間外商人の取引活動である。この際、新商品として市場に出回る仙台産和薬の競争が激しくなった。この市場競争に直面した仙台薬種仲間商人は、仲間の組織力を求め、公的権力との交渉や和薬独占権の取得を通じて、和薬取引のアウトサイダーを排除し、最終的に和薬の集荷と移出の独占を図ろうとしたのであった。享保～宝暦期、和薬商売特権の取得と強化を行う仲間の動向は次のようなものである。

①享保年間和薬流通特権の取得

朴（1991）により、享保4～11（1719～1726）年、仙台薬種仲間が領内和薬の流通独占権の公認を受け、株仲間化を実現する過程が明らかにされている。その概略は、享

仲間より添状仕間敷事」と記されており、新規に参入した薬種商人に江戸への「添状」（推薦状）を出すことが禁止される規定内容を読み取ることができる。ここから、唐薬種の仕入において、仙台薬種仲間商人全体は江戸本町三丁目薬種問屋大和屋庄兵衛と鱒屋五兵衛と密接な取引関係をもっていたことがわかる。

¹⁹ 小谷文書第一-82。

²⁰ 貫目は尺貫法における重量の単位であって、1貫目は約3.75kgである。

²¹ 小谷文書第一-82。領内流通に必要な和薬（川芎、沢瀉、三稜、荊芥、紫蘇、当帰、大黃）の量について、仙台薬種仲間商人が町奉行に報告した記録が残されている。

²² 小谷文書第一-45。

²³ 小谷文書第一-53。

²⁴ 朴（2003）、132-133頁、仙台市史編さん委員会編（2003）、277頁。「仲役」すなわち「御仲」は、寛永期藩の密荷（大町を経由しない他領輸入商品）取締を期待しての大町商人の自発的な上納から始まったものであり、宝永年間他領輸入商品の領内流通に課される固定的な商品流通税へと性格を変えた。後には、藩の城下町商業強化策により、「仲役」は仙台藩における商業取引税の総称として用いられる。すなわち、あらゆる領外仕入れ商品を城下に集めて、城下から搬出さる際に、仲役を賦課する。

保3(1718)年城下薬種仲間十人は、領内市場への薬材の安定的供給を名目にして、種々の経路から行われていた和薬の他領移出を自らの手中に一括しようと思い出たというのである。しかも、他領移出和薬の取締権のみにとどまらず、国産和薬の生産を仲間の統制下にある者だけに限定し、かつ生産物の集荷、領内市場への供給、他領移出に至るまでの全過程を一手に独占し、掌握しようという仲間の狙いが指摘されている²⁵。この懇願がうけいれられ、翌年(1719)9月、仙台藩は和薬流通特権を「御城下薬種屋共」に与え、和薬流通に関する薬種仲間の総体的支配権が一応確立された。けれども、この御触には国産和薬の取締権が単に「御城下薬種屋共」に認められ、それが他の同業商人達の介入を招く根拠となった。和薬の急増に伴う仲間外商人の市場参入はともかく、以降、仲間の特権が藩の保護を受けたような兆しは全く見当たらないと言われ、国産和薬の生産と流通にはほぼ放任の状況が続いたようである²⁶。特に、享保10(1725)年11月藩の御触をもって、領内商用分の取捌きは従来通り「御城下薬種屋共」等の取締りに任せるが、その余剰分の他領移出については生産者の「勝手次第」にする。そこでは、和薬を栽培した足軽衆(下級藩士)の生活維持を図る藩の領内市場と他領輸出の分離方針が打ち出されたと言われる²⁷。これによって、国産和薬をめぐる城下薬種仲間の権限が再び問題となり、仲間への和薬集荷分は減る一方で、従って江戸への輸出も行き詰まってきた。一方、当時、享保改革における殖産興業政策の一環として、全国的な和薬振興政策が強力的に押し進められ、和薬の品質管理を目的に和薬改会所が設定された。諸国から江戸に出荷される和薬は、残らず江戸和薬会所の吟味にかけて売買の可否を見極めるよう定められていた。享保10~11(1725~1726)年、江戸に出荷された仙台産和薬高の低迷を原因に、仙台薬種仲間は、江戸和薬改会所からの出荷をめぐる関与をうけた。この時、仙台薬種仲間は、幕府の威勢に支えられた江戸会所からの圧力—仙台産和薬を必要不可欠とする江戸市場の要求を楯にして、藩からその特権的地位が最終的に認められ、その株仲間化を成し遂げた。藩側は領内和薬の江戸出荷の円滑な遂行を目的として、薬種仲間に和薬の取締権を与えざるを得なくなったと指摘されている²⁸。

当時、領内和薬流通の実態、薬種仲間商人が取得した流通特権の詳細について、享保11(1726)年10月1日、仙台藩から「御城下薬屋九人」に伝えた「御触」²⁹によってみてみよう。

御城下作り出し堀出し候和薬ゆり之儀、去冬御奉行所衆被/仰渡候二付而品々申渡候、然ル所、去年中より江戸表江為差登候和薬高至而不足申由二而、江戸表問屋共方より不審有之二付而其方共吟味申候所、南町小西屋利右衛門北鍛冶町鈴木屋新七方二而和薬高直買込申候

²⁵ 朴(1991), 39-40頁。

²⁶ 同上, 44頁。

²⁷ 同上, 47頁。江戸中期以降の仙台北下在住の下級藩士は万事自給的な質素倹約が強い。貧窮な暮らし方をしてきた侍屋敷付きの足軽衆は、薬種を栽培し城下の仲間外商人と闇取引をしていた。

²⁸ 同上, 51頁。

²⁹ 小谷文書第一-81、「御町奉行所より御口上二而被仰渡候覚」。第一-79、第一-77に写本。

所、九人之者方江出高不足二付、自然者江戸為登もふ足申由、尤此末右之類数多出候得ハ、九人之者共方江相出シ候和薬高も連々不足可申候（中略）向後ハ先以作り人共方より其方共方江相出、御当地売分圀置末二而脇業屋共方江も相拂、尤江戸為登等も可申候、先以九人之者共指図次第可申由、作り人共方江申渡候様二も頭々江申出候間、其心得随分折入吟味申候而、御当地売分ハふ及云々、江戸為登之儀も無滞勿論直段等高直ふ申様吟味可申候、尤御当地売分圀置ふ申内ハ御仲等之末書をも相出申間敷候、右ゆり之儀申渡候儀も畢竟御当地売分并江戸表為登等も延引不申為メ申渡置候儀二候間、猥ヶ間敷事無之様此末吟味可申事

すなわち、享保 10（1725）年仙台薬種仲間商人の和薬集荷不足、江戸に出荷された仙台産和薬高の低迷という事情もあり、薬種仲間は、和薬流通特権を獲得するように動いたのであった。享保 11（1726）年の下知の中で、国産和薬の取締権が当時の城下薬種仲間「九人之者」にはっきりと限定され、今後生産された和薬の全量を「九人之者共」がまず引き受け、領内の取引に必要な分を確保した後の余剰を「九人之者」の指示によって「脇薬屋」への販売と「御仲末書」を添付しての江戸への「為登」（江戸への出荷）を行う、ということが定められたのである。これによって、薬種仲間商人が領内和薬取引分を優先的に集荷すること、仲間外商人の和薬移出を取り締まることが認められ、事実上、和薬の集荷・移出の独占権が薬種仲間に付与されたといえよう。

享保 11（1726）年以降、仙台薬種仲間の許可を受けることなく、密かに領外に移出される和薬は「密荷」と呼ばれ、その移出が禁止される。仙台薬種仲間は「密荷」を防ぐため、「御仲末書」³⁰と「荷物印符」³¹を利用した。その後、和薬が領外に移出される場合、仙台薬種仲間から出される「御仲末書」と「荷物印符」がなければ、境目番所を通すことができない。薬種仲間は「御仲末書」と「荷物印符」の管理を中心に、仲間外商人の取引を取り締まるようになった。

②宝暦年間和薬流通特権の強化

享保 11（1726）年「御触」の中で、「御城下作り出シ堀出シ候和薬ゆり之儀」を通達の主旨として記されていることから、薬種仲間は城下周辺生産した和薬の流通特権を取得した事実が確認できる。この際、和薬の生産規模は城下にとどまり、在方まで拡大しなかったであるから、下知の中で、在方産地の和薬流通が規定されてこなかったと考えられよう。しかし、その後、在方まで和薬の生産を拡大するとともに、いかにこれらの地域から和薬の集荷を確保するのは、仙台薬種仲間商人の新しい課題となってきたのであろう。宝暦年間領内和薬生産・流通の実態と薬種仲間の対応策は、次のようなものである。

³⁰ 仙台市史編さん委員会編（2003），263頁。「御仲末書」は「末書」ともいわれる。これは、薬材名・品質・数量・金額と仲役金額などが記されるものである。

³¹ 同上，263-264頁。荷物印符は末書を補完するものと言われる。これは他領出し和薬の密荷を防いで仲役銭を確実に徴収するために、それぞれの薬種荷物に仲間が封印を施すことで、所々の境目番所に封印の真偽を確認してから越境が認められることになる。仙台薬種仲間から「御仲末書」と「荷物印符」が出され、境目番所にてこれらの真偽が確認されてから薬種の移出が可能となる。

宝暦 10（1760）年 10 月、薬種仲間から勘定所（財政機関）に提出された報告書には、「在々より他領直出仕候和薬種者、其於在々ニ御役相掛直々他領出仕候様承り及申候」³²と記されており、ここから、在方（「在々」）商人や領外商人が御判肝入³³に「仲役」を上納すれば、直接在方産地から和薬の他領移出が許されていた事実を読み取ることができる。実は、当時、仲間外商人の和薬「直買」³⁴と領外移出が盛んに行われていたため、領内和薬の不足・値段の高騰をもたらしつつ、領内消費用の分が逆に江戸・上方市場から移入されることとなったのであった。そこでは、宝暦 10（1760）年の頃、在方産地和薬の不正売買は容認され、その結果、薬種仲間商人は集荷不足の問題に迫られてしまった。

上記の問題を解決するため、宝暦 10（1760）年 6 月、薬種仲間は領外薬種の独占仕入権と人参独占権の認可を求める願書を提出する際、同時に在方まで仲間の和薬種流通特権を徹底しようと思い出た。宝暦 10（1760）年 6 月の願書³⁵に「於在々他領商人江直売又ハ御役相掛候共在々より他領江直出仕儀御留被成下度」あることから、薬種仲間が在方と薬の不正移出を一切禁止するように懇願したことがわかる。同年（1760）11 月、薬種仲間の和薬独占権を認める下知³⁶が出され、「和薬種商売之義先年相触趣を以、此度在々相触候様出入司江申渡」という記述を通じて、領内和薬流通における薬種仲間の特権地位を公認する下知が在方に伝えられたことが確認できる。その意味で、仙台薬種仲間の和薬集荷・移出の独占権が強化されたと言えよう。

（3）薬種仲間内和薬集荷仕法の形成と調整

先に述べたように、貞享元（1684）年の頃から、和薬生産開発に参加した薬種仲間商人は、領内和薬の生産量と過不足量を検分する共同活動を開始した。その後、仲間組織の内部では、和薬生産の共同調査と集荷価格の協定（「相場立」）という独自の集荷仕法が次第に作り上げられてきた。仲間の組織活動を検討するに際し、この部分の判明は重要な意味を持つが、これまでの公権力と関わる仙台薬種仲間の研究に見逃されたものである。以下、この集荷仕法を形成する経緯を詳しく見ておこう。

①和薬生産の調査

寛政 5（1793）年「和薬年々作り出廻村之節者、大当番小当番行司右三人和薬師弥助安兵衛門兵衛三人召達相改可申、勿論廻村日限之儀者九月下旬ニ相定候事」という仲間記録³⁷から、毎年 9 月下旬、薬種仲間の大・小当番、行司、和薬師三人が村に入り、和薬六品（川芎、沢瀉、大黄、三稜、当帰、白芷）の生産量を調べるという和薬生産の共同調査仕法が確認できる。これは寛政 5（1793）年の記録であるが、「大昔之儀者弥助安兵

³² 小谷文書第一-81。

³³ 仙台市史編さん委員会編（2004），229-230 頁。仙台領内在方では、商人や職人に判紙（鑑札）を与え、宿駅ごとに置かれていた御判肝入は、「仲役」という商業流通税を徴収する。

³⁴ 史料記載から「直買」という表現方がみられ、仙台薬種仲間の取締を受けることなく、産地から和薬が集荷されることを意味する。

³⁵ 小谷文書第一-81。

³⁶ 小谷文書第一-79。第一-81 に写本。

³⁷ 小谷文書第一-81。

衛とても素人之儀ニ相見得、畢竟貞享年中拙者共取立を以、自然和薬師ニも罷成候」、「和薬出産御吟味之儀者、延宝天和之頃御取立ニも御座候也年代者駈と相知れ心申候得ニも、宝永正徳の年間ニも御座候也」という記録から、少なくとも宝永正徳年間（1704～1716）から、薬種に詳しい和薬師が生産共同調査に参加してきた事実が読み取れる³⁸。

②「相場立」仕法の形成と調整

和薬生産の調査に基づき、仲間内「相場立」が行われる。まず、寛文・天和・貞享・元禄などの書付が書き写された宝暦年間前後の覚書³⁹によってその内容を検討しよう。

一、貞享元年和薬国産以来川芎沢瀉当帰白芷大黄三稜此六色主一二罷出申候、右和薬類相場立申義者、作り高年之過心足豊凶を見分仕候上江戸大坂之相庭江引合、弥助安兵衛門兵衛等之作人立合十月十一月上旬迄ニ相定申、昔古者作り高見分のため弥助等三人のもの連立作り候所之田畑野山相廻り其所ニ而相場相定候もの之由申傳ニ御座候、然ルニ生巢原辺ニも有之也作り場江薬屋仲間之もの共大勢集り作り主見分之上相場算用罷在候處

（中略）

一、右覚書之内ニ和薬作り方見分相場相立候義者、十月十一月と留書ニ有之候得共、往古享保前後二者定月無之ものと相見得、古願書等江引合見候得ハ八月九月堀方仕もの事も相見得、右候へ者年々寒暖により昔ハ八月より十一月迄之間ニ相場相立ものと見得申、乍然御幕被下置候義ハ寒風之砌も有之候時者十一月中之事ニ可有之相見得申候事」

すなわち、貞享元（1684）年の頃から、和薬六品（川芎、沢瀉、大黄、三稜、当帰、白芷）の「相場立」を開始し、その生産量・品質及び江戸上方の相場を考慮した上で、仲間商人の集荷価格を取り決めたというのである。当初、田畑野山などの和薬集荷価格は、現地で和薬調査を行う和薬師によって取り決められたと伝えられたが、生巢原辺など城下周辺に作られた和薬の「相場立」は薬種仲間によって行われたようであった。実は、「相場相立候節弥助安兵衛等呼取列席為致候義ハ往古無之、享保年より初て員数为見積豊凶を考ひ相場吟味仕候事」という仲間記録⁴⁰と合わせてみると、享保年間（1716～1736）から、和薬師は初めて仲間の「相場立」に出席した、という事実が確認された。その際、和薬師は薬種六品の生産状況の報告と品質鑑定を行う。そして、毎年「相場立」の時期について、享保期の頃までまだ明確に定められなかったのであった。つまり、貞享元（1684）年の頃から、薬種仲間商人の「相場立」という共同活動を開始したが、享保年間（1716～1736）以前、この仕法はまだ定着しなかったと考えられるべきであろう。

享保年間（1716～1736）以降、組織内「相場立」の仕法は次第に作り上げられ、宝暦9（1759）年になると、これを規定として薬種仲間の議定に加った。同年（1759）

³⁸ 小谷文書第一-2。

³⁹ 小谷文書第一-82。史料に「右覚書者宝暦前後之留控ニも可有之所年号駈とわかり兼申候事」、「大昔之諸留帳者、往古大町通大火之節心残焼失仕候、此帳江留置候分者、星氏始仲間之内ニ書付共散乱相残り居候分相尋漸く寄集メ寛文天和貞享元禄等之書付之分書写シ留置申」と記されることから、その記載内容と時期が確認できる。

⁴⁰ 小谷文書第一-2。

の議定（第五条）には、「御城下在々作り出候沢潟川芎当帰白芷三稜大黄右和薬直段相立候儀前年十一月より入札箱両度相廻シ十二月始二直段相立申候近来十二月直段相立候而も作り方之者不勝手之由申聞候處十月より入札箱相廻十一月直段相立候事」⁴¹と記されており、これは「安永四年末十一月和薬入札値段割平均江戸上方相場相考直立」という記載⁴²と付き合わせると、仲間の集荷価格を取り決める仕法がわかる。すなわち、毎年11月、薬種仲間商人の間に、「入札箱」が二回廻される。当番が仲間全員で和薬六品の入札した価格を集めて平均する。12月、仲間寄合を行い、その入札平均価格・和薬六品の生産量・品質及び江戸上方の相場を考慮した上で、和薬集荷価格を取り決めるというのである。

加えて、協定価格を守らない仲間商人に対して、三ヶ年和薬買取禁止や株仲間からの排除・訴訟という処罰が定められた。天保3（1832）年「仲間儀定」が制定される際、「仲間吟味之上相立置候相庭より内相場二買取候節八三ヶ年之間和薬買方仕間鋪候尤買取候品八当番方へ引渡仲間入札可申受候且御国用之分其高見繕ヲ以当番方より引渡可申候事」、「急度相心得売買可仕候万一同間之内相定置候被掟相把候ハ、其店さし除キ仲間打寄吟味之上其段御訴申上仲間指除キ可申」⁴³という古来の「相場立」の仕法が改めて強調され、組み入れられた。これは、協定価格を守らない仲間商人を処罰する規定であり、天保3（1832）年以前すでに「相場立」の仕法として定められたのであった。仲間組織に集荷価格決定の仕法の整備によって、商人が相互に競争して価格を吊り上げることが制限され、和薬集荷における仲間の結束がかためられた。

さらに、宝暦年間盛んに行われた和薬の不正売買、つまり他領商人の「直買」や産地の「直売」という活動を差し止めるため、宝暦9（1759）年、薬種仲間は、「相場立」の時期を毎年の11～12月から10～11月に調整した。先に挙げられた宝暦9（1759）年仲間議定の第五条に「近来十二月直段相立候而も作り方之者不勝手之由申聞候處十月より入札箱相廻十一月直段相立候事」と記されていることから、「相場立」時期を調整する理由がわかる。すなわち、仲間の「相場立」が遅くて、仲間商人の集荷も遅くなり、産地の「不勝手」をもたらしたというのである。実際、生産者は年貢を上納するため、できるだけ和薬を早めに売り出したいという事情もあり、薬種仲間は和薬集荷を巡る仲間外商人との競争の中で、「相場立」の時期を繰り上げることによって、集荷の確保を図ろうとしたのであろう。

以上、享保年間（1716～1736）以降組織内「相場立」仕法の形成、宝暦9（1759）年仕法の調整という過程が明らかにした。安永4～慶応3（1775～1867）年取り調べられた和薬六品の生産量、「相場立」で取り決められた集荷価格を表1でまとめ、組織内集荷仕法が継続的に行われたことが示される。

⁴¹ 小谷文書第七-257-2。第一-78に写本。

⁴² 小谷文書第一-81。

⁴³ 同上。

表1 安永4年～慶応3年（1775～1867）領内和薬六品の生産量と薬種仲間の集荷値段

「相場立」 年 月 日	川芎		沢瀉		大黃		三稜		当帰		白芷		六品惣 生産量 (駄)
	生産量 (駄)	金1歩の集荷量(買 目)											
		水付											
1775.11	3100	上 65 中 7.0	3000	上 9.0 中 10.0	100	100	100	85	200	上 6.5 中 7.0	80買目	60	650駄 80買目
1789	4685		750		60		80		900			50	6525
1790.10	4650	10.0 10.5	4890	17.0 17.5	1.0 15.0	15.5 5.0	16.0 16.5	450 15.5	160 15.0	16.0 15.5	160 15.0	15.5 15.5	10100
1791.10	4950	11.5 21.0	1920	22.0 230	7.5 27.0	280		150 160	315 200	210 30	200 210	30 20.0	7290
1792.10.12	3590	6.5 7.0	1860	15.0 160	220 220	230		140 150	220 200	210 30	170 180	180 5920	
1793.10.27	5515	12.5 13.5	945 200	21.0 120	300 320	70 18.5	19.5 80	130 140	25 15.0	160 6755			
1794.11.22	1280	9.5 100	1200	10.5 11.0	30 32.5	350 0.0	160 170	19.5 12.5	130 20	14.5 15.0	2725		
1795.10	3320	10.5 11.0	7800	14.5 15.5	15.5 320	350 1.0	160 170	26.5 7.5	85 100	14.5 15.5	11650		
1796.10.17	2320	8.5 90	6570	23.0 24.0	260 500	540 160	170 29.5	80 8.5	9.5 16.0	16.5 9540			
1797.10.17	3360	90 9.5	2500	24.5 25.5	50 550	600 160	16.5 150	150 90	9.5 20	14.5 15.0	6080		
1798.11.15	3910	6.5 6.8	2600	14.0 150	130 450	500 0.0	170 180	550 170	180 150	170 180	180 7340		
1799.12	4380		6250		50 300	00 170	140 150	90 150	90 150	10910			
1802.10.27	4000	8.5 90	1200	13.0 13.5	300 450	500 5.0	160 150	100 10.5	150 140	140 5850			
1803.10.27	4820	9.5 100	3000	10.5 110	300 485	50 80	200 9.5	100 150	160 8520				
1804.11.6	3970	12.0 130	2200	13.5 140	150 540	560 150	110 120	310 130	140 3480	240 250	10260		
1805.11.12	3590	14.0 14.5	5880	160 170	200 600	650 120	150 160	80 200	220 110	250 270	9980		
1806.11.14	2780	12.8 13.3	4130	15.0 160	80 545	150 25.5	80 25.5	50 130	13.5 7270				
1807.11.13	2460	12.5 130	2620	17.0 18.5	80 600	50 250	260 30	220 230	150 150	160 5390			
1808.11.12	2170	12.0 12.5	2010	17.0 180	50 600	10 180	60 120	200 16.5	170 4500				
1810.11.20	2910		4050		100 30		50 80		80 7220				
1811.10.17	3800	80 8.5	2980	220 240	30 600	650 70	180 80	120 130	30 150	16.5 6990			
1813.10.10	3130	70 7.5	2080	200 210	20 650	30 180	40 150	30 150	5330				
1814.11.15	3950	15.0 180	3380	15.0 160	20 550	30 190	40 170	50 150	150 7470				
1826.10.23	4610	11.0 130	5880	280 300	80 350	380 50	250 270	20 330	80 350	10720			
1827.11.3		130 150		24.5 26.5		300 250		250 250		250			
1829.10.23		130 140		26.0 280		300 180		100 160		160			
1832.11.4		8.3 90		上 210→160		200 160		300 200		200			
1832.12.13				中 220→170									
1834.11.6		80 90		下 230→180		250 180		400 200		200			
1835.10.3		80 90		190 200		350 240		200 200		200			
1836.10.14		120 130		8.5 9.5		350 250		250 150		150			
1837.10.24		120 130		8.5 9.5		300 230		180 200		200			
1838.11.3		100 110		4.3 4.8		300 200		110 60		60			
1842.11.3		20		30		30 40		50 40		40			
1847.11.20	400	50 2950		50 100		120 100		30 00		25 20	30 3570		
1860.12.12		160		150		300 110		130 300		300			
1861.11.20		200		180		320 100		200 100		100			
1862.10.7		120		160		200 6.5		200 100		100			
1867.10	2000		2000					20 4020		4020			

(出所) 小谷文書により作成。

注1:表に示された和薬六品の生産量は、薬種仲間で調査した結果であって、産地全体の生産量に一致していないかもしれない。なお、史料の制限で、和薬六品の産出高と集荷値段を、一部分しか示すことができない。

注2:和薬六品の「金1歩の集荷量」という欄の下に書かれた「上」、「中」は、薬材の品質を現わす。「水付」とは、乾燥されていない薬材である。

注3:小谷文書に、和薬生産量の単位は「駄」であったが、その重さが明記されていなかった。『仙台藩歴史用語辞典』48頁により、「駄」は運搬の単位であって、1駄は40貫目とされる。小谷家文書第一-2と第一-79天明6(1786)年の規定により、和薬1駄は45貫目であることを確認できる。小谷家文書第一-18嘉永元(1848)年の記録には、1駄42貫目と記されている。ここで、一応和薬1駄は40貫目とする。

注4:1791年領内当帰の生産量について、『仙台市史 通史編 近世3』表125に、31駄が記されている。同表作成用の史料(小谷文書第三-112)を改めて調べたところ、31駄ではなく、31.5駄と記載されている。

貞享年間、特に享保年間以降、領内沢瀉・川芎の増産を中心に、和薬の生産が段々と拡大し、領外市場まで出荷する事実を見ると、仙台薬種仲間の動きは、客観的に和薬産地の形成と流通秩序の安定化を支えた、という点を認めるべきであろう。

4 明和～文政期和薬生産・流通の拡大と薬種仲間の行動

先に述べたように、享保 11 (1726) 年、仙台薬種仲間は城下周辺生産した和薬の集荷・移出の独占権を取得し、宝暦 10 (1760) 年在方産地までこの特権的地位が認められることによって、和薬の産地から領内外への流通は薬種仲間の取締のもとで行われることとなった。同時に、仲間組織内部では、「相場立」仕法が次第に整備され、その結果、領内市場における和薬の買取価格もある意味で制定されたのであろう。これらのことから、享保年間以降、領内和薬市場秩序は、仙台薬種仲間によって構築されてきたといえよう。

ところが、明和期～文政期(1764～1830)になると、領内和薬生産・流通が飛躍的に拡大する中で、これまで仙台薬種仲間によって構築した和薬流通秩序は動揺してきた。当該期薬種仲間商人が直面した和薬流通問題は、表2に示される通りである。

表2 明和期～慶応期領内和薬市場の動向

年 代	薬種仲間の動向	国産会所の介入	和薬の不正売買		産地和薬流通自由の要請
			和薬の「直買」	和薬の不正他領移出	
明和期～寛政期 (1764～1830)	明和期～寛政6年 (1764～1794)	①1789和薬集荷・輸出独占権の再公認。 ②1790石巻穀船運送による和薬他領移出の願。	1784～1789和薬領外移出における仲間外商人参与の許可。	1780本村木町伊勢屋平兵衛の和薬「直買」。	1771国分苦竹村百姓丈吉の新沢瀉江戸出荷：仲間からの差し止め。
	寛政7～11年 (1795～1799)	1795薬種仲間商人星久四郎五ヶ年川芎・沢瀉一手間屋（両品の他国移出独占）。		1797和薬師手先甚三郎の川芎「直買」：内済。	①1795連房小路足軽新右衛門の新沢瀉江戸出荷：仲間からの差し止め、訴訟の内済。 ②1797板橋五右衛門の川芎江戸出荷：内済。 ③1798原町か藤屋惣助の沢瀉不正江戸出荷：仲間からの差し止め。 ④1798南町壺城惣助の沢瀉不正他国出荷：仲間からの差し止め。
	寛政11年～文政期 (1799～1830)	①1799仲間の川芎・沢瀉の集荷・他国移出権を求める願：失敗。 ②18014川芎・沢瀉の集荷・他国移出の再許可。 ③1814、1826、1829仲間の出願と失敗、産地和薬移出における薬種仲間の取締、仲間の集荷独占権。 ④1822集荷仕法の調整。	①1799～1801国産会所の川芎・沢瀉一手間屋：薬種仲間商人を対象に、両品他国移出の禁止、国産会所から領内販売用の両品の買い受け。 ②1805～1806国産会所の沢瀉一手間屋仕法。	1812小泉村百姓の川芎「直買」。	1814原町商人栄助から最上商人への川芎販売：薬種仲間の「末書」を無視した他領出荷。
天保期～慶応期 (1830～1868)	天保期 (1830～1844)	①1831和薬の集荷・輸出独占権の再公認。 ②1832・1838「仲間議定」の制定・強調。			①1837志田・遠田・栗原三郡和薬他領移出「御免」が許可された。 ②1838志田郡川芎他領移出「御免」が許可された。
	弘化期 (1844～1848)	1846郡奉行衆から薬種仲間の産地「直買」の禁止。			在方から川芎他領自由出荷を求める要請： ①1844～1845深谷・大曲村 ②1845志田・玉造 ③1845在方
	嘉永期～慶応期 (1848～1868)	①1851～1853坂井伊助による原町・小田原・連坊沢瀉の一手買入（生産者との約定）。 ②1857～1858坂井伊助による苦竹村・南目村沢瀉の一手買入（国産専売制の元締として）。 ③1859～1860沢瀉の買入を巡る仲間商人の競争。 ④1861小谷新右衛門の沢瀉一手買入「御免」。 ⑤1861以降宮床村・愛子村人参開発への仲間商人の共同競争。			

(出所) 小谷文書より作成。

注1:「直買」とは、仙台薬種仲間の取締を受けることなく、産地から和薬を買い入れる仲間外商人の商業活動である。

注2:「末書」は「御仲末書」とも呼ばれる。薬材名・品質・数量・金額と仲役の金額などが記されるものである。仙台薬種仲間から「御仲末書」と「荷物印符」が出され、番所にてこれらの真偽が確認されてから薬種の移出が可能である。

まず、在方と薬生産が一層拡大することにつれて、薬種仲間の取締を受けない和薬不正売買の問題、すなわち仲間外商人の不正買取（「直買」3件）と領外への不正移出（6件）が盛んに行われることとなった。同時に、産地から和薬自由売買をもとめる要請も強く訴えられた。次に、薬種仲間に付与された独占権に関しては、天明年間から転換しながら継続した仙台藩国産仕法の中で、沢瀉・川芎の他領移出権が侵害されたり、奪われたり、という事情がわかる。さらに、川芎・沢瀉他領移出の独占権を巡る仲間内部の競争が生じた。本節では、これまで仙台薬種仲間の取締をうけた領内和薬の流通が動揺してきた経緯を辿って、三段階にわけて、上記のような問題に対応する薬種仲間の動きを考察してみる。

(1) 明和期～寛政6年和薬流通秩序の維持における薬種仲間の動向

寛政元（1789）年4月、薬種仲間は和薬独占権の確保を求める願書を提出し、同6月町奉行所から下知を受け取り、特権的地位の再公認に成功したが、このような仲間の動きをもたらす理由は、「和薬始末之義年久敷事二而近年猥り被成、先年之通御触流被成下度相願無御異議御下知御触迄一條」⁴⁴という記載から確認できる。ここから、寛政元（1789）

⁴⁴ 小谷文書第一-81。第一-79、第七-255に写本。

年前後、仙台薬種仲間商人が和薬流通の「不始末」問題に迫られた事実がわかる。

享保 3～寛政 11（1718～1799）年薬種仲間の和薬記録が網羅的にまとめられた史料⁴⁵を見ると、宝暦 10（1760）年仲間の和薬独占権が公認された以降、この「不始末」事件がはじめて記載されるのは、明和 8（1771）年のことである。したがって、以下宝暦 10（1760）年以降あらためて深刻化しつつある和薬の不正売買問題と仲間の対応を検討する際には、明和 8（1771）年は当該時期の最初と考え、この時点から寛政年間まで組織の動きをまず考察しておこう。

①和薬の不正売買問題

表 2 に示されるように、明和元～寛政 6（1764～1794）年、仙台薬種仲間の取締を受けない和薬売買活動について、明和 8（1771）年生産者から領外への不正移出の事例、安永 9（1780）年仲間外商人の不正買取（「直買」）の事例が見出される。以下、薬種仲間はいかにこれらの「不始末」問題を処理しているのかを詳しく見てみよう。

明和 8（1771）年、和薬他領移出を巡る生産者と仲間との紛争について、「明和八年十二月中、原町より国分苦竹村御百姓丈吉作り出沢瀉江戸為登二致度由二而、御下知等も有之二付、当仲間江末書之儀受合之一件」⁴⁶という記載がある。すなわち、明和 8（1771）年 12 月、苦竹村⁴⁷百姓丈吉が、新沢瀉 160 貫目（約 600 斤）を江戸市場に販売しようとしたが、薬種仲間から差し止められたということである。この事件の詳細について、同年（1771）12 月 15 日、薬種仲間当番（星久四郎）から丈吉の所属した原町の検断・同郡同村の肝入に出された書状⁴⁸が残されている。

新作り出シ沢瀉駄数薬種仲間江何程位買取候哉、駄数見繕可申出由被仰聞候二付、仲間江茂相談仕候処、右駄数之義八、其年二より過不足有之儀二御座候得八、仲間入用之高申出兼候、連日仲間買入相済候得八、他領出末書差支不申候、猶又御百姓中江当春中被仰渡趣、薬種屋仲間江不被仰渡候趣意を以、他領出差支候哉之儀被仰聞候八、右御首尾合無之訳二而差支候事二八無御座候、当仲間買入相済不申内者、先年より他領出シ首尾合仕来不申条左様答可被下候

十二月十五日

星久四郎

原ノ町検断 八郎兵衛様 同所肝入 新七様

すなわち、同年（1771）12 月 8 日、生産者丈吉は、早めに年貢を上納するため、当

⁴⁵ 小谷文書第一-81。最初のところに、「享保三年より和薬方并諸事被仰渡御下知、寛政十壹年迄諸達留控、次二天保弐年被仰渡諸留帳」と記されており、帳簿の記載内容を知ることができる。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 旧宮城郡地区の村。交通上の要地で、仙台城下より原町を通り塩竈・松島方面、名取郡根岸村長町への道などが通り、南東の南目村との入会地の原町は宿場として栄えた。

（日本歴史地名大系データベースにより

<http://japanknowledge.com/lib/display/?2&lid=30020040000109100>

⁴⁸ 小谷文書第一-81。

年新しく製法された沢瀉を江戸に移出しようとしたが、その手続きにおいては、薬種仲間（薬種仲間商人星久四郎）から出される「末書」が必要である。この時、丈吉は、当春苦竹村出産沢瀉の他領移出の「御免」を主張し、薬種仲間から「末書」を受け取るつもりであった。沢瀉他領移出の「御免」とは、薬種仲間商人の手を経ることなく、直接産地から沢瀉の他領移出が許されることである。

他方、公儀から苦竹村「御免」の下知が渡されていなかった薬種仲間は、自らの集荷優先権を主張し、丈吉の沢瀉移出を差し止めた。これは、薬種仲間の新沢瀉買取を終える前、産地の沢瀉移出が許可されないという意味であり、事実上、和薬の集荷と他領移出の独占権が主張されたものと理解できよう。そして、原町検断・苦竹村肝入は、当年仲間の集荷量を薬種当番に尋ねたが、まだ決定していないという返事がなされた。

明和元～寛政6（1764～1794）年、上記のような和薬他領移出を巡る生産者と仲間との紛争は、この件しか見つからなかった。しかし、この事例から、薬種仲間全体の和薬集荷が遅くて、産地百姓の年貢上納に差支えがあったという問題が存在していたことが確認された。ところが、ここから、薬種仲間は「末書」の管理を中心に、領内国産和薬の他領移出の取締を図っていたことが示された。これは、享和元（1801）年以降の事情⁴⁹とは異なる点である。

この時期、仲間外商人の和薬「直買」活動は、安永9（1780）年7月「本材木町伊勢屋平兵衛和薬類直買咎メ申出一條」⁵⁰という記載から確認できる。すなわち、仲間外商人伊勢屋平兵衛は、薬種仲間の許可を受けておらず、和薬を買い集めて他国へと移出したということである。この件を処理するため、薬種仲間は伊勢屋に尋ねたが、史料の制約で、結果がどうなったかは確認できない。明和元～寛政6（1764～1794）年、アウトサイダーの「直買」について、この件しか見つからなかったが、薬種仲間の独占集荷問題が存在していた点を伺わせる。

②天明期和薬他領移出という国産仕法の展開

薬種仲間に付与された和薬集荷・他領移出の独占権は、天明4（1784）年仙台藩の国産仕法の実施を原因に、一時的に侵害されている。事情は以下のようなものである。

天明期仙台藩の国産仕法⁵¹によって、天明元（1781）年以降、仙台藩が国産物の流通過程に介入し、国産品の直登せ仕法（国産仕法替令）を実施することとなった。この一環として、天明4～9（1784～1789）年和薬類を含めた二十八品の他領出し品目が定められた。薬種仲間商人のみならず、領内各地の商人は「和薬の他領出し」に参入するようになったのであった。藩は、和薬の他領出し仲役（商業取引税）として、取引金額1切また貫文あたり15文を徴収することになった。

しかし、天明年間の国産仕法は、期待したほど藩の収入増には繋がらなかった。寛政元

⁴⁹ 4の（3）を参考。享和元（1801）年以降、公権力の放任によって、産地からの和薬移出は、薬種仲間の「末書」を持たずに、村肝入の判紙があれば許可されることとなった。薬種仲間の「末書」の管理を中心に確立された和薬移出の取締体制を維持することができなくなった。

⁵⁰ 小谷文書第一-71。

⁵¹ 仙台市史編さん委員会編（2004）、第一章第二節。

(1789)年4月、藩は「郡村の痛」を理由に、「御国産方会所」を停止し、国産問屋を廃止した。先にも述べたように、これを背景に、同年(1789)4月、薬種仲間は和薬独占権の確保を求める願書を提出し、6月町奉行所から再公認の下知を受け取った。

③領外移出和薬の運送手段の改善

明和元～寛政6(1764～1794)年仲間外商人の和薬売買活動が拡大しつつある中で、「末書」の管理による不正な他領移出の取締、仲間外商人の「直買」問題の処理、天明9(1789)年和薬独占権の再公認という薬種仲間の動きが明らかにした。実は、仙台薬種仲間は、独占権の利用と確保という対応策を講じることによって、和薬取引におけるアウトサダーの参入を排除しようとしたとともに、領内外の仲間外商人との市場競争に勝ち抜くため、他領移出和薬の輸送手段の改善も画策した。

元禄8(1695)年頃から、続発する海難の損失に悩まされた仙台薬種仲間商人は、藩の廻米運送機構(石巻穀船)の帰帆を利用しはじめ、安全・低額・確実・便利な領外仕入荷物の運搬を実現した⁵²。寛政2(1790)年になると、仙台薬種仲間は、他領へと移出和薬の安定・安全な運送を図るため、石巻穀船の利用も求めることとなった。同年(1790)仙台薬種仲間から町検断宛ての願書⁵³をもちいてその事情をみてみよう。

一 御国産物江戸上方江為相登申候二陸相送候而ハ引合之諸品海上為相登申候処是迄南部御雇船并伊勢浦賀辺より相下候船ヲ相頼候而為登来候処右舟々年々稀之儀商人ハ自由ニ付勝手ハ存者ハ他所海上商売仕度存付候而も他国船江積渡候義不安心存候間指控候様御座候依而己来御穀船之内工積入為相登候義御免被成下候ハ、自融通仕商売手広相成候哉奉存候御穀船之儀ハ石巻近浜船主在之事ニ御座候得ハ致案備為登方仕候御事御座候御仲御判紙申候石巻川口相改之上積方仕候儀ニ御座候得者処々賑合ニも可相成哉御吟味被成下度奉存候御事

すなわち、元来、海運で仲間商人の和薬の江戸・上方市場移出が行われる場合、南部の雇船や伊勢浦賀の下り船を利用していたが、近年、これらの船の減少によって、運送手段の調達問題が生じたということである。さらに、同願書に「他国船江積渡候義不安心存候間指控候様御座候」と記されており、移出和薬の他国船運送における「不安心」の問題も懸念されたことがわかる。寛政2(1790)年、薬種仲間商人は石巻穀船の利用を考案し、確実・安全な和薬輸送を図ろうとしたのであった。この史料から、薬種仲間の懇願の結果が確認できないが、天保元(1830)年穀船船手から移出和薬の運賃増額という要請⁵⁴が見出され、寛政2(1790)年仲間の願いを叶えることとなったようである。和薬の領外運送を行う際、陸運あるいは商船の海上運送を利用する仲間外商人と比べて、石巻穀船の海上運送を実現した薬種仲間商人のほうが有利となり、和薬市場における仲間商人の競争力が高められたといえよう。

⁵² 渡辺英夫(2002),第6章、渡辺信夫(2002),271頁を参考。石巻穀船の運送を利用する仙台薬種仲間の活動実態と機能は、別稿にて詳しく検討する。

⁵³ 小谷文書第一-71。寛政二年六月「御城下賑合融通存付申上候様被仰渡依而在々直入厳重ニ被留下度并為登荷物石巻御穀船相積申度願一條」という記録がある。

⁵⁴ 小谷文書第一-39。

(2) 寛政7~11年星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋問題

領内和薬生産の拡大と対照的に、寛政7~11(1795~1799)年星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋という不合理な集荷・出荷仕法がかえって許可された。これによって、ほかの薬種仲間商人は両品の他国販売権を失い、これまで維持されてきた和薬流通秩序における仲間内部の結束が緩められた。一方、領内和薬流通に与えた影響といえば、仲間の取締を受けない不正売買の横行、和薬流通の自由を求める産地と仲間商人との矛盾の激化をもたらした。この事実は、表2に示された例から確認できる。以下、これらの事例を挙げ、星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋仕法によってもたらされた問題と薬種仲間の対応を考察し、領内和薬市場における薬種仲間の地位が次第に後退していった実態を詳しく検討してみる。

①川芎・沢瀉の他領移出問題を巡る薬種仲間内の調整

寛政7~11(1795~1799)年薬種仲間商人星久四郎が川芎・沢瀉の一手問屋を取得する経緯と問題、またこれに対応する仲間の動きは、寛政9(1797)年12月、薬種仲間が町検断に提出された願書の断片⁵⁵を手掛かりとして説明する。

御国産和薬数品之内ニも、就中川芎沢瀉両品者荷高相出、近来者/御当地之産物限り候様罷成、御他領より者至而少高相出、/御国許より者年毎相倍、其年柄ニより豊凶ニ随ひ江戸上方相場ニ相拘り高下も有之、両品者拙者共重立仕入之品ニ御座候処、星久四郎義及困窮候ニ付為御引立之、右両品御他領出同人ニ限り寛政七年より向五ヶ年御免被成下候段御触流有之、仍為登方も不仕仲間一体甚相痛罷在候得共、為御引立之被相免候儀を、拙者とも彼是願等可奉申様も無之奉存居候、乍去拙者共仲間夫々之薬種通用商壳体ニ付、是非右両品為登不申不叶儀至候節者、買金百両ニ五両充右久四郎方江相送り候筈ニ熟談之上首尾合居候所、畢竟過分之諸懸りニ而引合不申候方より、先年与違多分之買入も不仕(略)

すなわち、寛政年間、領内川芎・沢瀉の増産が著しくて、特産物として江戸・上方など領外市場への販売が盛んに行われていたというのであった。川芎・沢瀉取引の繁盛を認識した仲間商人星久四郎は、経営困難を乗り越える対策として、両品の他国販売の特権を藩に懇願した。結果は、寛政7(1795)年から五ヶ年川芎・沢瀉の領外移出の独占権が星久四郎に付与されたということである。この場合、ほかの薬種仲間商人に対して、両品の領内取引活動が相変わらず許されるが、他国への移出が禁止されることとなった。

ところが、同史料には、「拙者共仲間夫々之薬種通用商壳体ニ付、是非右両品為登不申不叶儀至候節」という記されており、ここから、仙台薬種仲間商人の取引において、川芎・沢瀉の江戸・上方販売が不可欠である事情を読み取ることができる。これを原因に、寛政9(1797)年、両品の他領移出を巡る仲間商人全体と星久四郎との交渉が行われた。相談の結果、仲間商人の川芎・沢瀉の他領移出が再び許されたが、そのかわり、両品買金の0.5割を手当(利潤金とも呼ばれる)として星久四郎に差し出すことが決着した。その後、薬種仲間商人は移出するための両品を買い集めたが、「畢竟過分之諸懸りニ而引合不申候方より、先年与違多分之買入も不仕」という事情が存在した。すなわち、川芎・沢瀉の買金

⁵⁵ 小谷文書第一-81。

が高くなるため、星久四郎を除く薬種仲間商人全体の集荷量の減少を余儀なくされた。

寛政 7~11(1795~1799)年星久四郎の川芎・沢瀉の一手問屋仕法の実施を原因に、和薬集荷・出荷活動における仲間全体の特権的地位の侵害を見せるようになってきた。ここから、これまで薬種仲間によって構築された和薬流通秩序における組織内部の結束が緩められたことが示唆された。寛政 9(1797)年他領移出するための両品の集荷権をめぐる組織全体の交渉が行われたが、両品の買金が高く、仲間商人の集荷量の減少をもたらし、和薬取引における仲間商人の利益がうまく調整されたと言いがたい。

実は、星久四郎の川芎・沢瀉の一手問屋仕法が実施された際、仲間組織の結束問題にとどまらず、領内川芎・沢瀉不正売買の横行、沢瀉流通の自由を求める産地と仲間商人との紛争が生じた。この仕法は、領内拡大しつつある和薬生産規模に見合っておらず、不合理的な集荷・出荷の体制といえよう。以下、不正売買の事例、および産地と仲間商人との紛争の件を考察し、これらの問題に対応する仲間機能の限界を検討してみる。

②川芎・沢瀉不正売買の横行

寛政 7(1795)年から、星久四郎の沢瀉・川芎の一手問屋が認められたが、領内和薬流通における薬種仲間全体の取締権は相変わらず確保されたのである。一方、ほかの薬種仲間商人と同様に、仲間外商人による両品の領外移出活動は完全に差し止められることになった。ちなみに、以前、薬種仲間の指示があれば、仲間外商人の沢瀉・川芎の取引が許されたのであった。寛政 7(1795)年以降、この不合理な集荷・出荷仕法のもとで、仲間外商人の両品「直買」や、産地から他国への不正移出活動が増加してきた。和薬流通の取締権が認められた薬種仲間は、どのようにこの問題进行处理していたのか、五つの例を挙げて考察する。

まず、仲間外商人の和薬不正集荷において、仙台薬種仲間の和薬集荷に勤める和薬師の手先がさえ和薬の「直買」に参加する例がある。ここから、和薬流通における薬種仲間の取締力の後退をうかがわせる。これは、寛政 8(1796)年 12 月「原之町甚三郎川芎蜜買取押和薬師太吉申出候二付受合之上分散之一條」⁵⁶という事件である。すなわち、原町甚三郎は和薬師の手先であり、「御仲間御作法も兼而存居候上懇意之者二無余儀被相頼」という事情を以て、仲間外商人の依頼を受け、今泉村⁵⁷・井戸ヶ浜(井土浜⁵⁸)両村から川芎 18 駄⁵⁹の不正買取・製法を行ったということである。同 12 月 7 日、彼の不埒が南鍛冶町和薬師太吉に取り押さえられた。その後、数度の謝りに失敗した甚三郎は、南鍛冶町肝入を頼み、肝入と薬種仲間行司との交渉が行われた結果、その紛争を内済⁶⁰することに

⁵⁶ 小谷文書第一-71。

⁵⁷ 旧名取郡地区の村、[現] 仙台市今泉。名取川が広瀬川と合流する地点の左岸、自然堤防上に立地し、全体に平坦地。(日本歴史地名大系データベースにより <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30020040000102600>)

⁵⁸ 旧名取郡地区の村、[現] 仙台市井土。藤塚浜の北、宮城野の海岸平野の浜堤上に立地する。(日本歴史地名大系データベースにより <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30020040000102300>)

⁵⁹ 18 駄(64 箇)の正味は 792 貫 600 目であって、1 貫目 3.75 kg で換算すれば、約 2972.25 kg である。

⁶⁰ 江戸時代、もめごとを裁判沙汰にしないで、隣村役人などの斡旋で話し合いにより事件

なった。この場合、甚三郎が和薬師手先から除かれたうえで、川芎を薬種仲間商人星久四郎に売却し、その代金を役所に上納した。「御仲間御作法通荷物不残御仲間江差出可申候間用捨仕呉様被仰聞仍而寄合吟味之上誤り之一札為相出已来和薬師手先相除キ荷物引取之方と相極同廿日二右仲蔵殿御越伊藤傳三郎当番二付惣代承済返答仕明廿一日二荷物請取申筈申合候」という記録⁶¹から、この処理方がわかる。

次に、薬種仲間の指示を受けずに、産地から沢瀉・川芎の他領移出については、表2に示される通り、四つの例が確認できる。寛政7(1795)年10月「連房小路御足軽床頭野地新右衛門殿蜜荷二付誤り証状迄之一條」⁶²、寛政9(1797)年8月「御小人板橋五右衛門殿蜜荷玄光庵円明院御詫ヲ以内済被成一札為相出荷物分散一條」⁶³、寛政10(1798)年3月「原ノ町カ藤屋惣助方より沢瀉三拾六箇首尾合ニ罷越候二付御仲所より当番方江御問合并諸始末一條」⁶⁴、寛政11(1799)年4月「南町宮城惣太郎出シ星久四郎銘最上引沢瀉於作並御境御始末ニ罷成右沢瀉仲間江被拂下一條」⁶⁵という両品の不正移出が薬種仲間に見つけられた。その処理方法はすべて、薬種を薬種仲間に売却し、その代金が仲所や評定所に上納されることになったのである。寛政7(1795)年、同9(1797)年和薬不正移出の紛争において、薬種仲間は訴訟を起こしたいが、いずれも和薬不正移出を行う百姓が頼まれた寺院の介入によって、内済にしてしまった。根本的な要因と言えないが、和薬の不正移出に対する適当な処罰が行われてこなかったため、その横行が押えられることは一層困難となったのであろう。

③和薬流通の自由問題を巡る産地と仲間との紛争

寛政7~11(1795~1799)年星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋という不合理的な集荷・出荷仕法が実施されつつ、寛政9(1797)年から同11(1799)年まで、苦竹村・南目村⁶⁶に生産した沢瀉の「為直登御免」(薬種仲間を通さずに江戸への出荷の許可)問題を巡る産地と薬種仲間との紛争が生じた。この間、薬種仲間は和薬独占権の確保を求め

を和解させること。(日本国語大辞典データベースにより)

<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=2002031921ea211ScSGM>

⁶¹ 小谷文書第一-71。

⁶² 小谷文書第一-71。連房小路(仙台城下)足軽組頭野地新右衛門が新沢瀉2駄(正味82貫900匁)を江戸に出荷しようとしたが、五軒茶屋の仲所に見つけられた。薬種仲間は訴訟を起こしたいが、新右衛門から頼まれた大和屋清六、宝善院の介入によって、内済されることになった。

⁶³ 小谷文書第一-71。板橋五右衛門の黒沼(登米郡の村)産磨川芎3駄(123貫620匁)の江戸出荷が見つけられた。玄光庵と北材木町円明院が仲間の訴訟に介入し、その紛争が内済された。

⁶⁴ 小谷文書第一-81。原町加藤屋惣助が薬種仲間の末書を持つことなく、沢瀉36箇を江戸に出荷しようとしたことが仲所より見つけられた。

⁶⁵ 小谷文書第一-81。南町宮城惣太郎が星久四郎の名義で沢瀉を最上に移出しようとしたことが作並境目の役人に見咎められた。その紛争は、評定所の裁定(沢瀉の売却金を評定所に納めること)で決着されたのである。

⁶⁶ 旧宮城郡地区の村。苦竹村の西に位置し、大部分は宮城野原平原に属する平坦地であるが、西部の五輪・清水沼の一部は上町段丘上に位置する傾斜地。当村と苦竹村との入会地に原町宿があり、城下と塩竈・石巻方面とを結んだ。(日本歴史地名大系データベースにより <http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30020040000109200>)

ため、町検断への願書を数度に提出した。寛政 10（1798）年 12 月、薬種仲間は再び町検断に願書を提出する際、前年（1797）から当年（1798）12 月まで両村との紛争の経緯は次のように記されていた⁶⁷。

乍恐口上書を以奉願上候御事

（前略）全体和薬内沢瀉川芎両品者、苦竹南の目両村作り人共去年中為直登流通御免被成下候段申聞候二付、其節古来より重キ被仰渡等も有之候品々相達候処、御吟味之上先年被仰渡置候御趣意を以執計候様猥り二不被成候様可仕旨被仰渡、仲間一統難有仕合奉承知、尤当四月中茂右両品二付御糺之御儀茂御座候処夫々二御答茂申上置候義御座候、然處最早右両品買方時節二相至り、（略）右両村二而茂先年より之仕形を以薬種屋仲間買方行渡候後、作り人并素人為直登仕候儀二可有之、右時分は是迄之通星久四郎末書見届之上、御仲所御判紙首尾合他領出仕儀と奉存候、仍同村肝入共江為取合申出候処、作り人共勝手次第為直登仕候様当夏中御免被成下候由併御下知者直々返上仕候段申聞如何共不訳二御座候二付も候ハ、先年より之仕形を以他領出仕儀二候哉之趣及掛合處両村肝入共申聞候ハ、毎年十一月十日を境仕、御国用分御買方被成、十一日過二相成候得者、為登他領出/御城下薬種屋共流通拂方仕候様被成下度段相願無異議被仰渡候旨申聞旁、甚心引合之事と奉存候間、敵二及掛合候処、不得止メ不訳来ル儀共斗申聞候処、如何様二取斗可然哉、拙者共仲間江全体御より茂相出候様品々兼而被仰渡置候甲斐も無之御儀と奉存候間、前書申上候通御国用分買方并素人買方他領出薬種見届等之品々共二先年重キ被仰渡置候御趣意茂相立、亦者拙者共儀も是迄之通薬種商売茂濁々取続罷在様被成下度奉存候（略）

寛政十年十二月

川原町薬種仲間当番（略） 北材木町同（略）

鹿野新四郎殿 針生儀左衛門殿

すなわち、寛政 9（1797）年 10 月の時、薬種仲間は、苦竹村と南目村の沢瀉「為直登御免」を聞いたため、とりあえず町奉行に和薬流通特権の確保を求める願書を提出した、というのである。結局、星久四郎の一手川芎・沢瀉他領移出権と仲間全体の取締権が藩から承認されつつ、両村の沢瀉移出も許可されたのであった。同年（1797）12 月になると、薬種仲間は再び懇願し、苦竹村・南目村の沢瀉「為直登御免」がようやく差し止められることになった。町奉行から渡された下知の中で、「沢瀉作り人共他領出被相免候由二付、薬種屋共願申出如前紙之被申聞品々被相達候処、前々仕形之通向々御首尾被成段御奉行所より被仰渡候間、星久四郎江被相免候年限之義も是迄之通相心得、先年より被仰渡趣を以猥り二不被来様可取斗旨可被申渡候、御町奉行衆御断候」⁶⁸と記され、寛政 9（1797）年 12 月仲間から願書を再提出する原因と結果を読み取ることができる。ところが、翌年（1798）2 月になると、苦竹村・南目村生産者の代弁者とする両村の肝入が再び大肝入に懇願し、沢瀉販売の自由を求めることになった。この際、毎年 11 月 10 日まで「御国用分」沢瀉を優先的に薬種仲間に売り出すことにするが、11 月 11 日から、生産者の沢

⁶⁷ 小谷文書第一- 81。

⁶⁸ 小谷文書第一- 81。

瀧自由販売をさせてほしいという折衷策が申し出られたのであった。当年の夏、苦竹村・南目村の提案が受け入れられ、沢瀉の自由移出が再び許可されたようである。というのは、同年（1798）沢瀉の収穫時節になると、薬種仲間が両村から買い集めようとしたが、「作り人共勝手次第為直登仕候様当夏中御免被成下候」という返事は肝入から伝えられたからである。寛政 10（1798）年 11 月両村の肝入から薬種仲間宛ての書状もあり、同 12 月仲間から町検断に出された上記の願書には、この事情が記録されている。実は、寛政 10（1798）年 11～12 月、薬種仲間は和薬独占権の確保を求めるための願書を提出したが、その返事をもらわなかったようである。

実は、寛政 11（1799）年まで及んだ産地と仲間商人との紛争は、寛政 7（1795）年から許可された星久四郎の沢瀉・川芎の一手問屋仕法の実施と関わるものである。寛政 10（1789）年 2 月、両村肝入から大肝入宛ての願書に、「近年二罷来候而ハ、久四郎老人二買方仕、作り人共諸上納差滞由と相痛立続兼候二付、不得止事往古之通ニ為直登流通相拂候様、願申上如願之被相免候儀ニ有之処」、「近年久四郎老人二買方被相任候唱承知可、御他領商人共一円入込申候方より、壹ヶ年増々下直ニ被成候二付、御百姓共相続仕兼候体ニ罷来候」⁶⁹という記載がある。すなわち、星久四郎の沢瀉独占移出に伴う沢瀉の独占集荷は、両村の年貢上納に差し支えたり、生産過剰・値段下落をもたらしたというのである。先に述べたように、寛政 9（1797）年から、利潤金上納を前提に仙台薬種仲間商人による両品の他領移出が再び許されたが、買取価格が高くて、集荷量が減少した。特に、元来薬種仲間全体は和薬を優先的に買取った後、かれらの指示に従い、生産者がその余剰分を他国に移出することや、仲間外商人に売り出すことが許可されるのである。しかし、寛政 7（1795）年星久四郎の沢瀉・川芎一手問屋仕法によって、これらの和薬販売活動が一切禁止されることになった。要するに、産地から和薬自由売買の要請は、この不合理的な集荷・販売体制を要因にもたらされたものと考えられる。

苦竹村・南目村と仲間との紛争の影響は、寛政 9～10（1797～1798）年、薬種仲間が取り調べた沢瀉の生産量、言い換えれば、仲間商人が掌握した集荷可能な沢瀉の量に現れている。表 1 に示されるように、寛政 8（1796）年沢瀉 657 駄と対照的に、寛政 9～10（1797～1798）は 250 駄、260 駄と減った。

以上、寛政 7～11（1795～1799）年仲間商人星久四郎の川芎・沢瀉一手問屋という不合理的な集荷・出荷仕法の実施に対応する薬種仲間の動きを明らかにされた。組織内部といえ、仲間商人の競争を押え、内部利益を調整する仲間の機能が失われ、これまで維持されてきた和薬流通秩序における薬種仲間商人の結束が緩められた。和薬市場全体の動向を見ると、仲間外商人の不正売買の横行や、沢瀉の自由販売問題をめぐる産地と仲間商人との矛盾の激化がもたらされたが、薬種仲間はこれらの問題に対する適切な処理を講じられなく、ここから、仲間機能の限界が推察されよう。根本的な要因は、仙台薬種仲間が領内拡大しつつある和薬生産規模に見合う集荷・出荷の組織仕法を作り上げることができなかったところにあるのであろう。

⁶⁹ 同上。

(3) 寛政 11 年～文政期和薬市場における薬種仲間地位の後退

この時期には、領内和薬の増産を背景に、産地からの集荷をめぐる薬種仲間商人とアウトサイダーとの市場競争、と自由な売買活動を求める生産者の要請が存在したとともに、国産会所の川芎・沢瀉一手問屋仕法の実施や、産地和薬自由売買における公権力の放任という事情があり、仲間商人にとって、これまで付与された和薬集荷・他領移出の独占権の維持、産地から和薬集荷の確保、国産和薬の他領不正移出の取締がより一層困難となった。結局、流通特権の利用という手段を通じて集荷独占・移出取締を図る薬種仲間機能の低下を余儀なくされ、享保 11（1726）年以降薬種仲間の「末書」の管理を中心に確立された和薬移出の取締体制は維持できなくなり、これを原因に、和薬市場における薬種仲間地位のさらなる後退を見せるようになってきた。この間の事情は、下記のような過程を経たのである。表 2 から、当時領内和薬市場動向に関わるいくつかの事例も確認できる。

①国産会所の川芎・沢瀉の一手問屋仕法

天明 9（1789）年、国産会所を停止することになったが、国産品の「直登せ」仕法は修正を加えて継続していたとされる⁷⁰。このような国産品の流通を掌握・編成する仕法の展開によって、特産物として盛んに領外市場に移出された川芎・沢瀉の流通も次第にこの一環として組込まれることになった。

寛政 11（1799）年には、同 7（1795）年から許可された星久四郎の五ヶ年川芎・沢瀉一手問屋が取って代われ、国産会所の両品の一手問屋仕法が実施されることになった。寛政 11（1799）年 8 月以降、薬種仲間は、「御国用分の外御国産方二而引請一手二御買上可仕由御下知被仰渡置候」⁷¹という沢瀉・川芎の他領移出禁止の下知を受け取った。同下知によって、薬種仲間商人の領内販売用の沢瀉と川芎の集荷活動も、国産会所から買い受けることと定められた。表 1 をみると、寛政 11（1799）年川芎・沢瀉の生産量が確認できるが、その集荷価格の協定が行われてこなかったことがわかる。寛政 11 年（1799）沢瀉・川芎の「相場覚」の記録に、「右両品此度御国産方二而御一手二相成、買方他領出し共仲間中被相留、右二付是迄之通二被相免候様願上候二付、被仰渡次第相定相立吟味候由二而如此」、「申酉兩年御国産方同断二付吟味触合居候儀在之兩年相庭相立ふ申候事」⁷²と記されており、ここから、寛政 12～享和元（1800～1801）年国産会所の両品の一手問屋仕法の実施によって仲間の「相場立」が停止された事実が確認できる。

国産会所の一手問屋仕法に対して、寛政 11（1799）年 11 月 10 日・12 月、薬種仲間は、沢瀉・川芎の集荷・移出の独占のかわりに、両品の集荷・他領移出の参与を懇願した。願書には、両品の買上における仲間商人と国産会所との連携による市場の繁盛という主張が申し出されたが、結局、薬種仲間の願を叶えなかったこととなったようである。以降の事情がわからないが、薬種仲間の嘆願が続いたことを推測することができる。

以上、藩の商業政策の変化を原因に、薬種仲間の和薬独占権が確保できなくなった事情

⁷⁰ 仙台市史編さん委員会編（2004），57 頁。寛政 10（1798）年国産方が直接的に煙草買付商人への融資や文化元（1804）年気仙沼郡綾里村有力生産者への融資を行い、国産品の流通を掌握・編成する仕法が展開していた。

⁷¹ 小谷文書第一-81。

⁷² 小谷文書第三-112。

が提示された。実は、寛政 11～享和元（1799～1801）年川芎・沢瀉の一手問屋仕法のみならず、文化 2～3（1805～1806）年、国産会所の沢瀉一手問屋仕法の展開も見出される⁷³。薬種仲間商人に対して、両品の独占的取引活動の停止は一時的なものであったが、この影響は決して小さいと言えない。その後、国産会所の一手問屋が停止されることとなったが、和薬の集荷をめぐる薬種問屋商人と国産会所との競争が存在していた事実を指摘することができる。この点は、以下享和元（1801）年以降の事情を考察する際、詳しく見ておこう。

②享和元（1801）年以降薬種仲間の和薬集荷問題

享和元（1801）年 4 月、薬種仲間商人はようやく国産会所の川芎・沢瀉一手問屋の停止、両品集荷・移出活動の再許可という下知を受取った。薬種仲間成員に廻された通達には、「川芎沢瀉御国産方御買方被相離」「川芎沢瀉為登方之儀ニ付別紙通り相呼申候処勝手次第買方置候様出入司様より申来候間其心得可仕旨左之通被仰渡候間御通達仕候且御仲所も右之趣御断申出置」⁷⁴という記録が残されており、ここから、その結果が確認できる。薬種仲間商人の他領移出するための川芎・沢瀉の買い集める活動を許す同下知の中では、「勝手次第買方」という記載を通じて、仲間の和薬独占集荷権が明確的に認められていなかったことがわかる。それゆえ、享和元（1801）年以降、薬種仲間を通さず、仲間外商人の川芎・沢瀉の売買活動が続いた。この点に関して、文化 9（1812）年小泉村武七の川芎「直買」の事例をあげて説明してみよう。

文化 9（1812）年 12 月、薬種仲間が領内取引用の川芎を買い集める前に、小泉村百姓武七が二木村⁷⁵・種次村⁷⁶・苦竹村に入込んで、川芎を買い取って国産会所に販売した事件が生じた。この件の経緯は、文化 10（1813）年正月薬種仲間が町検断に提出された願書の記載⁷⁷、すなわち「去冬薬種仲間とも御国用分斗も買方ふ仕内ニ、武七儀勝手次第買方可仕様無之儀」、「武七儀御国産方御買方之由同村肝入方江申出」という記述から確認できる。一方、国産会所が川芎を引き受ける理由については、文化 10（1813）年正月、国産方御用係りから薬種仲間への返書⁷⁸には、下記のような主張が申し出されたのである。

当年八田畑共ニ水干ニ而ハ作ニ御座候処、作ニ合ハ作之実直段もハ宜、其上ハ捌御百姓方

⁷³ 小谷文書第一-2。

⁷⁴ 小谷文書第一-45。

⁷⁵ 旧名取郡地区の村。種次村の北、名取川下流の左岸、宮城野みやぎの海岸平野の後背湿地に立地する。（日本歴史地名大系より

<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30020040000102500>

小谷文書第一-56 の記録により、小泉村百姓武七が二木村百姓権七から川芎 15 貫目 800 目（約 50.25 kg）を買い取ったことがわかる。

⁷⁶ 旧名取郡地区の村。井土浜の南東、藤塚浜の北西、名取川左岸の自然堤防上および後背湿地上に立地する。（日本歴史地名大系より

<http://japanknowledge.com/lib/display/?lid=30020040000102400>

⁷⁷ 小谷文書第一-56。

⁷⁸ 同上。

難儀之年柄、川芎ハ相応之直段ニモ可被成儀居候処、川芎商人少数組居外買人も無之、年柄ニ取合直付ハ宜候得共、扱又外ニ買人も無之儀ニ御座候処、直段過分ニ下直難儀之儀、去年も買方仕候儀、何様ニハ心配買方仕筈候様、名取御村之もの共申儀御座候間、名取右肝入江も取合候処、何分宜敷趣何而勘弁仕候処、拾四五ヶ年已前より御国産方ニ而和薬時々御買方被成下、其時々御村方潤ニ罷成儀、此節ハ一向御買方無御座候処、御国産方ニ而御買方被成下、御国用指支候儀も候ハ、御本金江御利足通りヲ以地拂被成下、追々御国用相餘候ハ、江戸為御登罷成迎も御損ニハ罷成間敷

すなわち、文化9（1812）年には、川芎不作を原因に、薬材の買人が少なく、値段が下落したという事情があり、国産会所は生産者の難渋を助けるため、名取郡の生産者・肝入との相談を行い、川芎を買い集めたということである。

一方、生産者の場合、川芎を国産方に売り出すことの正当性を主張していた、ということを見逃すことができない。文化10（1813）年6月、郡奉行から町奉行に渡された書状⁷⁹には、「享和元年四月同向殿御下知ニ相見得、村方之者売方薬種屋へ売渡儀并御国産方へ売拂御儀共ニ指置儀ハ相見得、村方より直他領出之儀申出ニ随ひ、拙者共指図仕儀ニ御座候条、御城下薬種屋共村方江踏込撮当可仕様無御座」という記載が残されており、すなわち、川芎の生産者からみれば、享和元（1801）年の下知の中では、和薬の販売先を明確的に定めなかったのである。産地の代弁者としての郡奉行が薬種仲間の和薬集荷独占権を否定したことは明白である。

この事件の結果がどうなったかは確認できないが、享和元（1801）年以降、国産方の川芎・沢瀉の一手間屋仕法の停止によって、薬種仲間は従来の通りに他領移出するための両品の集荷ができるようになったが、この集荷における国産会所の参入、さらに産地の自由な販売行為を正当化する公権力の放任があり、その結果、寛政7（1795）年以前のような独占的集荷活動を維持することができなくなった、という事実が推察できよう。

③享和元（1801）年以降和薬他領移出の取締問題

先に挙げられた文化10（1813）年6月郡奉行から町奉行宛ての書状の記載を通じて、生産者が薬種仲間の和薬集荷独占権を否定したことが見られるとともに、和薬の他領移出における仲間の取締とも無視した事実を見逃すことはできない。すなわち、享和元（1801）年の下知の中では、和薬の販売先を明確的に定めなかったため、薬種仲間の指示を受けずに、産地から和薬の他領移出が放任されたこととなった。この際、生産者が所属する郡奉行の指示を受ければ、薬種仲間から「末書」を受け取らなくても、和薬の他領出荷が許されるのである。この事実は、文化11（1814）年4月原町栄助の川芎「直買」の例を挙げて説明する。同10月、薬種仲間は町検断に次の願書⁸⁰を提出し、和薬他領移出における彼らの取締を求めたが、この際、栄助の「直買」の件を触れた。

当四月中原町栄助ト申者、最上商人江川芎売渡之節、拙者方見届末書無之相出儀ニ付、御

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ 小谷文書第一-56。

吟味被成下度品々奉申上候処、御向々様御吟味と御聞届候上ニ而、其品御判肝入を以見届御
仲等之首尾合相受候上之儀ニ付、拙者方見届末書無之候共万事御心ひり之儀ニも無之由御
出入司様被為仰達候ニ付、無御異議旨御奉行様より被為仰渡間、其心得可仕旨被仰渡奉承
知罷在候（略）

和薬御心之儀、薬種仲間江被仰渡置御趣意も相⁽⁷⁾知候儀、然ル上ハ和薬御他領出之分ハ是迄
之通り見届末書仕候様被成下度様

これによれば、文化11（1814）年4月、原町商人栄助が薬種仲間から「末書」を受け取る
ことなく、川芎を最上商人に売り渡したため、薬種仲間はこの不正な行為を奉行に訴え、和
薬他領移出における仲間末書の必要性を主張したことがわかる。しかし、出入司の返事によ
れば、産地からの和薬移出は、「末書」を持たずに、村肝入の判紙があれば許可されること
である。

要するに、享和元（1801）年の下知によって、薬種仲間の川芎・沢瀉の他領移出活動が
再び許可されたとともに、仲間の取締を受けずに産地から和薬の他国移出も放任されて
きた。その結果、享保11（1726）年から薬種仲間の「末書」の管理を中心に確立された
和薬移出の取締体制を維持することができなくなった。

④享和元（1801）年以降和薬流通特権を求める薬種仲間の行動とその失敗

以上、享和元（1801）年以降、川芎・沢瀉を中心に和薬の集荷独占・他領移出の取締
における薬種仲間の弱体化を著しく呈したことは明白である。享和～文政期（1801～
1830）、薬種仲間は、この問題に対応するため、公権力に訴え、流通独占権の確保を幾度
に求めたが、結局失敗してしまった。ちなみに、仙台薬種仲間の集荷・移出の独占権が再
び認められたのは、天保2（1831）年のことである⁸¹。この間の経緯は、下記の通りで
ある。

文化11（1814）年10月、薬種仲間から町検断宛ての願書⁸²の中では、栄助の「直
買」の件のみならず、文化11（1814）年6月中、和薬取締を巡る幕府の触が仙台領内
に伝えられたことも触れられた。

当六月中江戸表和薬会所より申来ニハ、是迄諸国より為相登候和薬種近年勝手ニて之品々
為相登心埒之儀等在之様、此末本町三丁目薬種問屋并傳馬町組薬種屋之外脇々勝手之所江
為相登候儀難成、尤和薬真偽之見分ハ素人共心行届、只ニ利潤江斗抱り候故、性合等無吟
味も為相登候儀ハ心埒之事ニ而、已来者薬種屋共方ニ而在々手入吟味仕為相登可様、万一
心埒之儀も在之候而ハ元々迄も引張可被成様難斗段右会所より申聞、然ル迄ハ猶此末拙者方
見届之儀も折入心申候得ハ、万一之儀も在之候而ハ心軽儀も奉存罷在候（略）

和薬御心之儀、薬種仲間江被仰渡置御趣意も相⁽⁷⁾知候儀、然ル上ハ和薬御他領出之分ハ是迄
之通り見届末書仕候様被成下度様

⁸¹ 天保2（1831）年には、仲間の集荷独占権を公認する下知が発布された。次節にて詳
しく説明する。

⁸² 小谷文書第一-56。

すなわち、文化11(1814)年、幕府は、近年和薬流通秩序の混乱を考え、これから諸国から江戸に移入される和薬を全て本町三丁目薬種問屋と傳馬町組薬種屋への出荷を発布したというのである。同10月、仙台薬種仲間は同願書を提出する際、和薬の他領移出における仲間の「末書」の必要性を嘆願し、ここから、仲間の取締活動における「末書」の重要性が提示された。ところが、薬種仲間は、幕府による和薬流通秩序の整備を契機として、再び和薬独占権を取得しようと意図したが、奉行から返事されなかったようであり、その失敗は推測できよう。

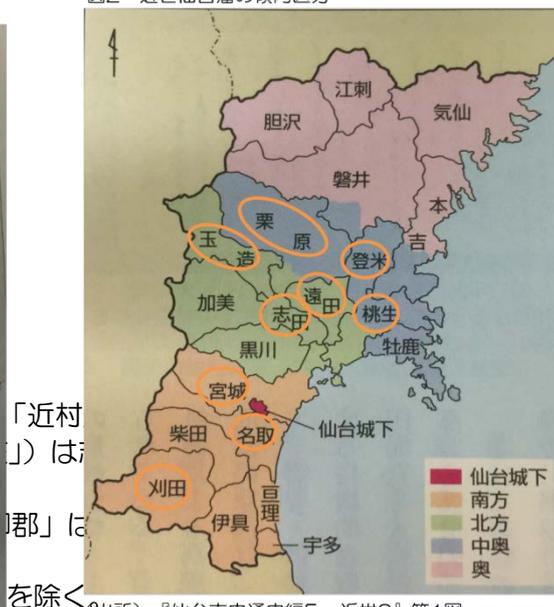
文政9(1826)年11月になると、「近年南御郡并都而御郡村ニおいて作出シ堀出シ之和薬種猥りニ買置等仕他領出商売仕候者数多在之儀二候」、「商道之内専和薬種商売仕他領出之節ハ其所御判肝入手前見届相受御仲役相懸候ハ、他領出商売仕候事ニ相至」⁸³を原因に、薬種仲間が町検断のところに、「和薬種ニ限り上判所持之商人二候とも御他領出シ御指留被成下度、近村遠郡ニ至迄心残/御城下問屋者江為拂候様御吟味被成下度」と懇願し⁸⁴、すなわち、彼らの取締を受けずに、産地から直接領外への和薬移出の禁止を申し出た上で、「近村」から「遠郡」に至った生産地⁸⁵の和薬の集荷独占権を新しく求めることとなった。ここから、「南御郡」⁸⁶と領内郡村の全域に至るまで和薬生産の拡大を原因に、これらの生産地域まで集荷独占権を拡大しようとした薬種仲間商人の動きが注目されるべきである。

実は、貞享元(1684)年最初に出られた和薬栽培地としての国分小泉村、明和8(1771)年以降和薬不正売買事件⁸⁷に関わる産地たる今泉村・井土浜・連房小路(仙台北城下)・二木村・種次村、寛政9~11(1797~1799)年沢瀉の他領移出の自由を求める苦竹村・南目村は、城下あるいはその周辺に接する宮城郡・名取郡の村(「近在」の村、いわゆる「近村」)であり、その位置は図1から確認できる。一方、文政9(1826)年の願書に新しく出られた志田・遠田・玉造・登米・深谷等「遠在」諸郡(「遠郡」)の所在は、図2の如くである。図1と図2に示された地域を付き合わせてみると、領内和薬生産地域が著しく拡大していった事情は明白となった。

図1 近世仙台藩宮城郡と名取郡の村



図2 近世仙台藩の領内区分



(出所) 『仙台市史 通史編5 近世3』 巻末付録

(出所) 『仙台市史通史編5 近世3』 第1図

さらに、文政 12（1829）年 5 月には、薬種仲間は、彼らの取締をうけずに「仲役」上納による仲間外商人の和薬他国販売活動の禁止という懇願⁸⁸を申し出た際、在方薬種屋 9 名との連名で提出したが、結局許可されなかったのであった。

⑤文政 5（1822）年薬種仲間集荷仕法の調整

享和元（1810）年以降、和薬集荷における国産会所の参入、産地の自由な販売行為を正当化する公権力の放任を原因に、仙台薬種仲間商人は、寛政 7（1795）年以前のような独占的集荷活動を維持することができなくなった。他方、「近村」から「遠郡」まで和薬の生産規模の拡大を背景に、仲間商人にとって、いかにこれらの生産地の和薬を確実に買い集めるのは、ますます重要となった。この問題に対応するため、成員たちは、仲間の組織力を発揮し、公権力との交渉・和薬流通特権の再公認という方策を考案したが、結局失敗してしまった。

実際、薬種仲間は、仲間外商人との集荷競争に勝ち抜くため、同時に集荷仕法を調整し、速やかに「遠郡」から和薬生産情報の入手と薬種の買入にも工夫していたのである。以下、仲間組織の集荷活動に組込まれる和薬師の関連記録⁸⁹を通じて、公権力から別と次元で、独自の集荷仕法の調整を行う仲間の動きを考察してみる。

前節の検討を通じて、薬種仲間商人の和薬開発・集荷活動における和薬師の参与がわかる。すなわち、貞享元（1684）年薬種の栽培人として任命された和薬師は、少なくとも宝永正徳年間（1704～1716）から和薬生産調査に参加し、享保年間（1716～1736）以降「相場立」寄合にも出席するようになった。さらに、享保 20（1735）年以降、和薬師は仲間の手先として在方の和薬買取役に勤めており、その報酬として和薬 10 駄毎に金一步の手当金（「口銭」）を仲間から受け取る。

ところが、領内和薬生産規模のさらなる拡大につれて、仙台薬種仲間商人の集荷範囲は城下近辺の村（「近村」）から城下と離れた「遠郡」へと広がることによって、和薬師の役割が次第に小さくなった。つまり、これまで和薬集荷の組織仕法にしたがって、仲間商人は和薬を買い入れる際、まず和薬師を頼んで、当地生産状況を案内してもらうはずである。しかし、志田・遠田・玉造・登米・深谷⁹⁰が遠くて、和薬師がこれらの「遠郡」の和薬生産実態を詳しく調べることができなくなったようである。仲間商人にとって、和薬師の案内を待つうちに、望ましい和薬の買入はもはや間に合わなくなるのである。この問題を解決するため、文政 5（1822）年、仙台薬種仲間は和薬師との相談を行い、成員の和薬集荷活動における和薬師の案内仕法を調整した。「(略) 文政五年双方相違候を熟談被仰渡申合出取仕候事、薬種仲間二而直買之砌時参二応シ和薬師共連立ハ申候共前而差支無之候事、

⁸⁸ 小谷文書第一-42 には、「在々素人とも和薬種[△]御仲役相納他領出し致義共差留メ被下度趣口上書ヲ以申出候事」という願書の記録が残されている。

⁸⁹ 小谷文書第一-2「和薬師方諸留帳」。

⁹⁰ 日本歴史地名大系データベースにより、[現]宮城県志田郡と栗原郡には、深谷村の存在が確認できるとともに、平安末期に桃生郡の南半部には、「深谷保」という国衙領の保が設置されたことがある。いずれも近世城下と遠く離れた郡に位置するものである。

但シ駄口銭之儀者連立ふ申候共無失念手当合力可仕候事」⁹¹という記録を通じて、両者の相談内容を読み取れる。すなわち、文政5（1822）年以降、仲間商人が産地の事情に随い、和薬師の案内を受けせずに（「直買」）産地への集荷は可能となったが、和薬師への手当金は相変わらず支払うというのである。実際には、表1に示されるように、文政10（1827）年以降、仲間の「相場立」が行われたが、和薬師によって取り調べた産地の和薬生産量はほとんど見られなくなり、ここから、和薬師の案内を受けせずに「遠郡」から和薬を買い集める仲間商人の活動が示唆された。

5 天保～慶応期和薬独占体制の再構築とその問題

天保飢饉を引き金として、天保12～13（1841～1842）年、幕府は全国に株仲間停止令を打ち出したが、仙台藩の薬種仲間は解散されることはなく、そのまま存続が認められた。天保年間以降も、仙台薬種仲間商人は引き続き株仲間の一員として和薬市場で取引活動を続けたことに注意を向けるべきである。安政開港以降、和製人参輸出の活況を背景に、領内宮床村⁹²・国分愛子村⁹³（図1を参照）を中心に、石巻高屋敷を含める生産地の人参開発の融資活動に参入する薬種仲間商人の結合が見出され、商人の市場開拓活動を支える仲間組織の機能が果たされた事実を指摘することができる⁹⁴。

他方、天保2（1831）年以降、和薬流通独占権の公認に成功した仙台薬種仲間は、領内「近村」のみならず、和薬が増産しつつある「遠郡」までその流通独占秩序を構築しようとしたが、幕末自由となりつつある領内和薬市場動向の中で、この仲間機能がうまく発揮されなくなったようである。

以下、天保期和薬流通秩序の再構築を図る仙台薬種仲間の動きを考察した上、以降「遠在」と「近村」といった産地の和薬流通問題における仲間の活動実態を区別して論じてみる。

（1）天保期和薬独占体制の再構築

天保2～9（1831～1838）年、和薬独占体制を再構築する仙台薬種仲間の動きは、次のようなものである。

組織の外部には、寛政11（1799）年以降の事情が一変し、薬種仲間は改めて藩から和薬商売特権が公認されることとなった。天保2（1831）年5月、和薬不正売買を取り締まるため、仙台薬種仲間は再び和薬独占権を要請する願書を奉行所に提出し、同年（1831）8月18日、次の公認の下知⁹⁵を受取った。

天保二年八月十八日之触流

当番星久四郎代ヲ以罷出處被仰渡候写書左ニ

⁹¹ 小谷文書第一-2。

⁹² 宮城県黒川郡大和町の村、[現] 大和町宮床。（日本歴史地名大系データベースより <http://japanknowledge.com/lib/display/?2&2=&lid=30020040000125700>）

⁹³ 江戸時代宮城郡にあった上愛子村と下愛子村をあわせ呼んだ地域名である。現在は宮城県仙台市青葉区の一部である。（日本歴史地名大系データベースより <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%84%9B%E5%AD%90%E6%9D%91>）

⁹⁴ 徐（2015），31-35頁。

⁹⁵ 小谷文書第一-81、第一-61に写本。

御領内より作出候和薬、近年奥筋并南方御郡共右和薬作り人并二素人とも、地元より猥二買方仕、地拂ハ勿論、他領商人共江直々商売仕候者数多在之候、品々薬種屋共申出候處、全体御領内より作出候和薬之儀者、享保四年より薬種屋仲間江買取、御国用之分年中見繕貫目相改困置、残分ハ御仲御役相懸他領江相出候筈二相済居候二付心得違等無之様、享保拾年寛政元年二茂被相触置候處、其後年久敷義二而右始末合等ハ心得之者茂可在之事二候間、和薬種商売江拘候者、右始末振ハ心得之者ハ、薬種屋方承合心得違等無之極可被申渡候、右之趣御奉行衆江被仰達指上向々江茂御首尾相成、且亦年々豊凶二茂寄薬種直段高下茂可在之事二候間、他領相場江引合、地元作出シ之者共不相痛様薬種問屋とも何分令吟味買請候様、右問屋共江可ヒ申渡御町奉行衆御改候順達留より可被差戻候以上

すなわち、天保2（1831）年薬種仲間が仙台藩から和薬流通特権の取得を求める原因は、近年領内「奥筋并南方御郡」の和薬不正売買問題が深刻化しつつあることにある。実は、天保2（1831）年5月12日、薬種仲間大当番星久四郎が大町検断青山五左衛門殿に差し出された願書⁹⁶には、「奥筋并南御郡共素人共猥二和薬類地他共二売々仕二付、右為防二も吟味相成候事、勿論六ヶ年以前より他所拂荷物者金二付、銀三分ツツ御境二而新二御運上被召上候儀吟味仕、下り薬種ハ御仲^(カ)仕^(カ)御役^(カ)仕、和薬類六品ハ、御運上被召上候とも無余儀訳ニ紙面相認メ」という記載が残されており、ここから、文政8（1825）年以降、「奥筋并南御郡」生産した和薬の不正移出を防ぐため、薬種仲間が和薬六品⁹⁷の他領移出を行う際、余儀なく新たな運上金を納めることとなった事実がわかる。ところが、この方策はうまくいかなかったようである。天保2（1831）年になると、仙台薬種仲間は再び公儀との交渉を行い、和薬独占権の公認を要請した。

この度、仲間の願望が叶えられたが、天保2（1831）年の下知に、「地元作出シ之者共不相痛様薬種問屋とも何分令吟味買請候様」と記されていることから、この成功の理由が提示された。すなわち、公儀が仙台薬種仲間に商売特権を付与したが、合理的な和薬買取価格の制定、在方生産者の利益の保護を命じたというのである。天保年間物価高騰問題を背景に、領内和薬値段の安定における薬種仲間の機能が藩から期待され、これを原因に、仲間の和薬流通特権は再び付与されたと考えられる。

同時に、薬種仲間内部には、和薬流通特権の取得を契機に、またこれまで組織内新古成員の交替もあり、天保3（1832）年次のような「仲間儀定」⁹⁸が改めて整備された。

御領内より出産之和薬御国用ハ勿論他領拂共二前々より当仲間二限り売買被仰含罷在、尤右和薬之義二付而者、御先代様より格前重キ御趣意も有之売買仕義罷在候處、近年仙在之素人とも猥り二買方仕、他領とも二売買仕候儀粗相聞得ハ相当之儀二御座候二付、如已上前之被成下度候處、昨年中品々願申上候處無御異議如願之被仰渡、仙在とも二一統御触流も有之候二付、仲間ハ拳而難有奉承知候、右被仰渡二付而ハ、仲間中新古移り替り等も有之、前々之掟ハ心得候店も有之候而者ハ相済訳ケ二候間、此度相改仲間掟之義一ツ書を以左二相

⁹⁶ 小谷文書第一-39。

⁹⁷ 表1にも示されているように、和薬六品は、大黄、川芎、当帰、澤瀉、白芷、三稜である。

⁹⁸ 小谷文書第一-81。

記置申候事

一名代貸一切仕間鋪候事

一他領拂之儀ハ地元より直ニ相出シ申間敷、御城下為付登之上相拂可申候事

但シ津出シ之義者先年より仕来候事

一仲間吟味之上相定候相庭より内相場ニ買取候砌ハ、三ヶ年之間和薬買方仕間鋪候、尤買取候品ハ当番方へ引渡仲間入札可申受候、且御国用之分其高見繕ヲ以当番方より引渡可申候事

右之通三ヶ條急度相心得売買可仕候、万一仲間之内相禁置候掟相把り候ハ其店指除、仲間相寄吟味之上其段御訴可申上仲間指除可申筈ニ堅申合依而印形如件

当番近江屋勘兵衛 天保三年壬十一月

規定の内容をみると、株の名代貸⁹⁹の禁止と移出和薬の城下集中が定められたとともに、アウトサイダー商人の和薬買取行為を一層厳しく取り締まることが強調されるものがある。また、その内に、「相場立」という組織仕法の維持が定められる規定、商人が相互に競争して価格を吊り上げることの制限が含まれる。協定価格を守らない仲間商人に対し、三ヶ年和薬買取禁止や株仲間からの排除・訴訟という処罰が定められた。規定の整備を通じて、和薬流通秩序の構築における組織内部の結束を固めようという仲間の意図を推察できよう。

天保3(1832)年「仲間議定」の整備に引き続き、天保9(1838)年10月になると、ほぼ同じ内容の「仲間儀定」¹⁰⁰が組織内に繰り返された。これは、和薬集荷・移出独占体制の構築における薬種仲間の挫折という事実を裏付けるものとして理解することができる。実は、「遠郡」の和薬生産が著しく増産することにつれて、寛政年間苦竹村・南目村といった「近村」産地と同じな自由売買の要請は「遠郡」に打ち出され、和薬流通の自由問題をめぐる仲間商人と「遠郡」生産者との矛盾が次第に激化してきたことを指摘することができる。以下、天保飢饉期と弘化期以降の事例を挙げ、薬種仲間商人は、いかに新産地として成長した「遠在」諸郡の和薬流通を独占しようと動いたのか、考察しておこう。

(2)「遠在」諸郡の和薬流通問題

先に述べたように、文政9(1826)年の頃には、領内「遠郡」はすでに「近村」と同じく、和薬の産地として成長してきた。嘉永2(1849)年になると、川芎をはじめ国産和薬の生産の中で、「遠郡」が「近村」に取って代わるほど重要な位置を占めることとなった。同年(1849)7月薬種仲間から町検断宛ての書状に、「近年御近在より川芎誠ニふ出ニ罷成、南北御郡自然相開ケ、何方より傳授仕候共なく出産ニ罷成居候義ニ御座候」¹⁰¹という記載があり、この事実が示している。このような領内和薬生産地域の変化を踏まえた上、以下、「遠郡」に生産した川芎をはじめ和薬の流通問題に着目し、仙台薬種仲間の活動実態を考察することにする。

⁹⁹ 登録された仲間商人の名義で、実際に仲間外商人が株(営業特権)を使うこと。

¹⁰⁰ 小谷文書第一-62。

¹⁰¹ 小谷文書第一-18。

①天保飢饉期和薬の集荷問題

天保2(1831)年薬種仲間の和薬特権的地位の公認直後に、仙台藩(天保4~14年、同5・10・11年を除く)を含める全国凶作が引き続いて起こり、これによって、仲間商人たちが和薬の集荷問題に迫られてきたようである。表1には天保6~9(1835~1838)年和薬六品の生産量が示されていないことは、この問題を裏付けるものと考えられる。当時仲間商人が直面した集荷問題の実態は次の文書で知ることができる。これは、天保9(1838)年4月薬種仲間が産地の和薬自由販売を差し止めるため、町奉行に提出した願書¹⁰²である。

乍恐口上書を以奉申上候御事

(略)和薬之儀御遠在始御郡方所々作出有之候内、志田遠田栗原三郡八別而荷数も多分出来之場處二有之候處、去年春中より一円ト申程出荷無之候二付、如何様之訳ニ可有之哉不分之儀二奉存置、^(カ)枢機を以承配候處、去々年凶作二付八、御郡方御他領不為買方、去年中二限り和薬類御免被成下候由二て、手広ニ他領商人共ハ直売交易仕候故、出荷一円無之風唱ニハ御候得共(略)

右和薬之儀ハ去年二限り直売御免被成下候との趣申立、右様直売仕候義ハ、実事無相違事ニ相聞申(略)近年打続凶作二付八、穀物作方多分ニ相成、右和薬之儀ハ、年々作方相減、別て去々年非常之凶作二付八、御遠在等ハ一円ト申程作出無之、御国用備も相立不申候程之義ニ御座候處、荷高多分出来之場所江仲間掟不相心得、右様勝手ニて直売仕候義ニてハ、自然御国用差支方より、無拋是迄江戸上方へ為登置候荷物又々積下候様相成候義ニてハ、拙者共難義迷惑ニ相及候てもならず、乍恐御国御不益之筋之義可為被有由奉存、勿論先年より度々御触流被成下候御趣意も相背キ、次ハ拙者共仲間掟も相立心申甚々不相濟義奉存候得共可奉申上候處、去々年凶作二付八、仙在忝統御救助被成下候節柄勘弁仕遠慮差控罷在候得共、最早和薬干揚ニ罷来、売買専ら之節柄ニ罷来申候處、去年同様御他領商人共ハ直売仕候儀ニ而ハ、最早相違無御座候、為丈ヶ只今ニ出荷一円ト申程無御座、甚々歎ヶ敷義ニ奉存候、依逆も打格罷在可申様無御座候条、乍恐是迄之通拙者共仲間外之商人共御他領ハ心申及、仙在共ニ忝統直売直買不罷来様、早速より御吟味御下知被成下度(略)

この出願内容から判明する重要な問題は、当時仲間商人が領内「遠在」(「遠郡」)から和薬を買い集めようとしたが、「去年春中より一円ト申程出荷無之」という苦境に追い込まれていたことである。すなわち、天保7(1836)年には、飢饉の被害が非常に大きく、翌年(1837)になると、「遠在」和薬生産者の生計を助けるため、この年に限って産地から仲間外商人への出荷が藩から許されることとなったというのである。凶作による和薬の減産はともかく、藩の認可のもとで行われた和薬の自由売買活動を原因に、天保8(1837)年から出願した同9(1838)年4月まで、薬種仲間商人は志田・遠田・栗原三郡の和薬を一切買い集めることができなかった。

同願書に「荷高多分出来之場所江仲間掟不相心得」という記載があることから、深刻化しつつある仲間商人の集荷不足問題をもたらす要因を読み取ることができる。すなわち、

¹⁰² 小谷文書第一-20。

これらの「遠郡」には、和薬が多く生産されたが、薬種仲間の特権的地位が徹底されていないという事実があるからである。

ところが、天保9（1838）年4月以上のような薬種仲間の懇願が打ち出されたにもかかわらず、同7月になると、志田郡新沼村百姓遠藤惣治は、薬種仲間の取締を受けることなく、川芎を他領へと移出した。薬種仲間は、この件を処理する際、志田郡大肝入から「川芎御他領出し儀ニ付御相談御座候處、志田郡作出之分ニ限り御他領出御免被成下ニ付左助様御下知被仰渡御郡奉行様御国産方御役之様被仰渡御代官様よりも被仰渡来方へも夫々被仰渡首尾合御座候已上」¹⁰³という書状が伝えられ、ここから、天保9（1838）年志田郡生産した川芎を対象に、その自由な他領移出が再び許可された事実がわかる。

要するに、天保2（1831）年和薬特権的地位が公認された薬種仲間は、「遠郡」まで彼らの取締を受ける流通秩序を再構築しようとしたが、天保飢饉期になると、「遠郡」の和薬流通における薬種仲間の取締が徹底されておらず、その結果、仲間商人の和薬集荷不足問題が深刻してきた。この際、飢饉による和薬の減産はともかく、困窮した百姓を助けるため、和薬産地の自由販売活動に対する藩の放任は重要な原因と言えよう。

②弘化期以降和薬の流通問題

天保飢饉による和薬減産が一変し、弘化年間領内和薬生産が回復・拡大してきた。同時に、和薬の他領移出自由を求める「遠在」諸郡の要請が多く打ち出されつつ、この問題を巡る薬種仲間商人と産地との紛争すら生じた。事情は以下のようなものである。

表2に示されるように、天保飢饉を乗り越えた弘化元～2（1844～1845）年には、川芎の他領移出自由（「御免」）を求める一連の嘆願は領内諸郡の生産者によって打ち出されたのである。この際、弘化元（1844）年12月から同2（1845）年4月深谷大曲村¹⁰⁴川芎の江戸出荷「御免」の願¹⁰⁵、弘化2（1845）年3～5月志田・玉造川芎の他領移出「御免」の願¹⁰⁶、弘化2（1845）年6月在方和薬の他領移出「御免」の願¹⁰⁷が申し出られたが、いずれも薬種仲間の反対で差し止められた。

ところが、弘化3（1846）年正月になると、郡奉行衆から町奉行衆に「和薬買方之節

¹⁰³ 小谷文書第一-20。

¹⁰⁴ 日本歴史地名大系データベースにより、[現]宮城県桃生郡矢本町大曲と推測された。深谷について、[現]宮城県志田郡と栗原郡深谷村の存在が確認されたが、平安末期に桃生郡の南半部には、「深谷保」という国衙領の保が設置されたことがある。大曲村について、[現]宮城県名取市大曲や桃生郡の南部に位置した矢本町の大曲がある。ここから、深谷大曲村が桃生郡矢本町に位置することを推測できよう。

¹⁰⁵ 小谷文書第一-61に、「弘化貳年深谷大曲村荒所起返之ため作り立川芎直為登御免被成下度、御向々様御吟味被仰渡、右之御差留被成下度品々申上候所、直為登難成段御奉行様御下知被仰渡候事」と記されている。

¹⁰⁶ 小谷文書第一-61には、「志田玉造出産之川芎作人手元より直他領出シ御免被成下度古川町覚兵衛願書を以願申上、右者早速御差留被成下度申上直他領出難成旨被仰渡候事」という記載がある。

¹⁰⁷ 小谷文書第一-61に、「弘化貳年在々より直他領出シ之砌、薬種仲間江御役相懸、其上より之者相下り始末仕候而、直他領出為仕候義願申上候者有之、右之通申付候而も、差支在間敷旨被仰渡品々申上候處、右在々直出し之儀者難成旨、御奉行様御下知被仰渡候事」と記されていることから、願いの内容を読み取ることができる。

村々江入組義難成候間、町場において買集候様御郡奉行様より御首尾之趣被仰渡候事」という旨の通達¹⁰⁸が渡され、これによって、仙台薬種仲間商人の和薬集荷・他領移出活動が制限されることとなった。この通達の詳細は、次のようなものである。

境野七三郎様 御同役様中

加藤甚兵衛

在々出産之川芎を始和薬、御城下薬種屋より村方江入組買方致来候由之処、此度向々吟味之上左ニ申進候

一、百姓共産業之品、町場并御城下江其身持参相拂候義者心苦、村方ニ而買集町場へ持参相拂候儀ハ難成掟ニ候間、此末右和薬村方江入組直買者難成事ニ候間、町場ニ而買方致候様首尾可被成候

一、右和薬買方向寄御村肝入手前江申出仲役相懸、掟通首尾合相請、是迄之通他領出シ心苦候間、陸通者御判肝入送書付駅々検断等見届相請御領内廻シ判紙入方首尾合相請運送致候様首尾可被成候

一、御城下荷入之分者御判肝入送り一ト通を以駄送、仲所ニ而御役被召上候間、地元ニ而者御役心被召上候

右之通首尾可被成候、右之趣御郡々々江も申渡候上、此段申進候、以上

正月十九日

すなわち、「遠郡」生産者の利益を代表する郡奉行所は、この通達を町奉行に伝えることによって、直接産地に入り込んで和薬を買い集める薬種仲間商人の活動を差し止めるつもりであった。同通達の内容をみると、薬種仲間の集荷活動が町場に制限されることを読み取ることができる。そして、町場で買い集めた薬種を直接他領に移出する仲間商人の活動に対し、村肝入に仲役を上納することが定められた。ここから、弘化期和薬流通問題を巡る薬種仲間と産地との紛争が激化しつつある事実が確認された。つまり、志田・遠田・栗原三郡をはじめ、「遠在」諸郡の和薬販売自由の要請は、薬種仲間によって差し止めつつ、これらの産地における仲間商人の集荷・出荷活動も郡奉行から制限されることとなった。

弘化3（1846）年以降、「遠郡」から川芎を買い集める仲間商人の活動実態を見ると、嘉永2年（1849）、薬種仲間は、町検断への書状¹⁰⁹の中で次の記載をしている。

近年川芎遠在より斗り出産仕、川芎出産先年者御近在斗ニ有之買方之義 □□居候得共拙者共斗ニ而買方仕儀も儘有之、其後段々奥筋遠村諸方より出産ニ罷成、昔者なま川芎ニ而過半売買仕候處、近来者何分まし干方仕置、翌年ニ至り作人之勝手次第年中売払且者小昧之者日用のため町場も持参何時と申差別なき事ニ而売兼御儀ニ而者、産業之者手支迷惑罷成候間、最寄町場江世話人相頼心取〆り無之儀買方并弁用罷有申し、右様遠方之分者拙者共大勢之仲間ニ而さへ手配用意ならざる義ニ御座候處、近年和薬仕（師）安兵衛方斗ニ罷来

すなわち、川芎の生産中心を「近在」から「遠在」へと転じる中で、製法（乾燥）技術

¹⁰⁸ 小谷文書第一-61。

¹⁰⁹ 小谷文書第一-18。

の改良もあり、町場における生産者の「勝手次第」な販売活動が盛んに行われてきた。一方、弘化3（1846）年以降、仲間商人の和薬集荷活動が町場に制限された結果、町場の世話人を通じて「遠在」和薬の調達が行われてきたが、その「手配用意」がうまくいかなかったというのである。表1に示される通り、その時、薬種仲間の「相場立」が行われる際、和薬師を頼んで領内生産に関する共同調査があまりなされなくなったが、弘化4（1847）年と慶応3（1867）年に限って取り調べられた領内和薬の生産量が確認できる。ここから川芎の収穫量、すなわち仲間商人が把握した産地の集荷量を見ると、弘化4（1847）年には40駄、慶応3（1867）年には200駄に過ぎなかったのである。文政9（1826）年以前の事情（表1を参照）と比べて、和薬生産規模が拡大したが、仲間商人が産地から買い集められる川芎の量はかえって減少した。このことは、「遠郡」和薬集荷問題における仲間組織機能の低下を裏付けるものと理解できる。

要するに、天保2（1831）年以降仙台薬種仲間は、和薬独占体制を再構築することによって、新産地として著しく成長した「遠在」諸郡の和薬流通を独占しようと企図したが、結局失敗してしまっただのである。

（3）嘉永期以降「近村」和薬の集荷問題

上記のような検討を通じて、薬種仲間商人がどのような「遠郡」産地の和薬流通問題に対応していたのか、ということについて示すことができた。ところが、「遠郡」範囲にとどまらず、嘉永年間以降、「近村」に生産した沢瀉を買い集める仲間商人の活動実態を見ると、これまで組織内に形成された集荷仕法の崩壊を指摘できる。以下二つの例をあげ、「近村」和薬の集荷問題に対応する仲間組織の行動を考察してみる。

①嘉永4（1851）年桜井伊助の沢瀉一手買入

嘉永4（1851）年桜井伊助の沢瀉一手買入の件について、翌年（1852）薬種仲間から町検断に提出された和薬取引権を求めるとの願書の中に、「右沢瀉出産之義者、国分原町并連坊小路小田原国分薬師堂近所より出産仕、余方者誠ニ少分之義ニ而、原町より大荷出来仕候処、大町式丁目桜井伊助義、右原町并小田原連坊より出産仕候分大荷心残去年中一ト手買入手、直段之義者金壹歩ニ付水上ヶ沢瀉拾八貫目ニ買入、当子ノ年より来丑ノ年兩年拾六貫づつ之直段ニ仕（略）其沢瀉壹人ニ而買入候由ニ唱承知仕候処、此節之江戸直江願候得者、拾貳貫目ニ買入候而間ニ合候相場ニ御座候」¹¹⁰という記載がある。ここから、嘉永4（1851）年、仲間商人桜井伊助がみずから近所の原町・小田原・連坊の生産者との約定を行うことによって、三年間沢瀉の一手買入を実現した一方、仲間の協定を守らず、自分で集荷価格を決定した、という事実を読み取ることができる。

他方、天保3（1832）年「仲間儀定」の中で、「相場立」仕法の厳守、また仲間協定価格を守らない仲間商人に対し、三ヶ年和薬買取禁止や株仲間からの排除・訴訟という処罰が定められたのであった。しかし、嘉永4～5（1851～1852）年の間、この処罰仕法にしたがって桜井屋の不埒行為を処理する薬種仲間の動きはどこにも見当たらない。

¹¹⁰ 小谷文書第一-93。

②安政～万延期沢瀉の集荷を巡る仲間商人の競争

次、万延元（1860）年4～5月、沢瀉特産地国分苦竹村肝入の記録「国分苦竹・南目村沢瀉売買一件覚帳」¹¹¹により、国分苦竹村・南目村沢瀉集荷を巡る仲間商人の競争について考察する。

最初、万延元（1860）年4月、苦竹村・南目村肝入から大肝入への書状¹¹²を手掛かりとして、安政6（1859）年沢瀉の買入を巡る仲間商人桜井伊助と小谷新右衛門との競争事情をみてみよう。

右沢瀉之義八桜井伊助八年限ヲ以十六貫メ充売渡約定仕置候ヲ、拾八貫目ニ売渡候年も御座候ニ付、去年十月同人方へ七貫目ヲ以相談取極、手金も受取候得共、世話人共不行届之方より不服之者共有之、小谷新右衛門方承合候得八五貫目ニ買入、作立金も貸呉候事ニ相談有之、直段莫大之行違ニ付、世話人共右伊助方へ罷越、右新右衛門等ニ而買入候通ヲ以買呉候様色々相願候由之所、逆も買入之見詰無之由及破談ニ候間、右新右衛門等へ五貫目ニ売渡、作立金貳百両借受候筈ニ相談吟味中、右伊助方ニ而も五貫目ニ買入候事ニ世話人之内江申越候由之所、作立金之義不之内右新右衛門等ニ而ハ吟味直り相成、四貫めニ貳百両ヲ以買入候事ニ相談御座候ニ付、世話人共吟味仕、又々右伊助方へ右直段ヲ以買入呉候様相願候得共、是亦破談被相断、無抛手金受取候分相戻候所、右伊助御国産方々申上、安政四年貸付置候分三千六百貫目并同五年三百八切余貸置候分、生沢瀉ニ而受取候様吟味被成下度品々申上

これによれば、少なくとも安政4（1857）年以降、沢瀉は薬種問屋の桜井伊助を元締めとする藩の国産専売制¹¹³に置かれ、伊助による独占集荷が行われていたことがわかる。ところが、安政6（1859）年生産者は不作のために、年貢等諸上納金に差し迫り、桜井伊助との先約にもかかわらず、沢瀉をほかの薬種仲間商人（小谷新右衛門など）に売り出したいことが起こった。同史料から確認できるように、安政6（1859）年作人たちは桜井伊助との間に、当初金1歩沢瀉7貫目（約26.25kg）の相場で約定し、手金を受け取った。しかし、生産者の間で、特に不服の作人は、改めて小谷新右衛門との相談を行い、結果として金1歩沢瀉5貫目の買入、作立金貸付という好条件での取引が承諾された。値段が莫大に違うため、作人たちが桜井伊助に同値段での買入を掛け合ったが、破談となった。その後、伊助より5貫目買入の承諾があったが、新右衛門よりさらに好条件である4貫目買入、作立金200両の貸付が提示された。そして、生産者はまたこの値段で伊助と

¹¹¹ 伊沢家文書。伊沢家は宮城郡国分苦竹村の肝入をつとめた家で、明治以降も引き続き戸長や村長を歴任した家である。同家に伝わった文書群は、現在東北歴史博物館の所蔵。本稿に引用した沢瀉の関連史料（資料番号141）を仙台市史編さん委員会編（2000）に収録している。

¹¹² 伊沢家文書。仙台市史編さん委員会編（2000）収録、資料番号141「国分苦竹・南目村沢瀉売買一件覚帳」。

¹¹³ 吉永（1973）、37頁。嘉永6（1853）年、藩が新たな専売制度（「御国産仕法」）を実施したことになった。国産会所を中心に国産品の集荷・販売の統制が開始されていた。この国産仕法は江戸の有力問屋と連携し、他領商人を排して、米・大豆・雑穀などの多様な国産の一手買占を目的としたものであった。

交渉したが、再び破談となった。そこで、作人共は先約の手金を伊助に戻し、新右衛門と約定した。これに対し、伊助方の対応は、従来生産者への貸付分はすべて現物沢瀉にて返済することを要求し、国産方に訴えた。

万延元（1860）年5月、国分苦竹・南目村肝入が大肝入に提出された書状¹¹⁴に、「星久四郎・小谷新右衛門・近江屋勘兵衛等より沢瀉引当金子借受候義ニ御座候」、「金子借受候義ハ星久四郎等六人共小谷新右衛門江乗合売買仕候由ニ付、面々より借受候義ニハ無御座候、右新右衛門方より作立金共借受候義ニ有之、右之外右薬種屋六人之内江作人共得意々も有之」という記載が残されている。この記録から、当時集荷競争に組込まれた仲間商人は桜井伊助と小谷新右衛門のほか、星久四郎・近江屋勘兵衛を始め六人であったが確認できる。すなわち、安政6（1859）年星久四郎・近江屋勘兵衛を含める仲間商人六人と小谷新右衛門は共同で作立金を生産者に貸しつけ、沢瀉の買入を図ったというのである。

さらに、万延2（1861）年2月苦竹村肝入の記録「沢瀉一手買方御免一件」¹¹⁵の中に、「国分苦竹村出産沢瀉、御財用方御用達新右衛門江当年より向拾ヶ年一手買方御免成下候」という記述がある。ここから、藩の財用方御用達に勤める小谷新右衛門¹¹⁶は、万延2（1861）年から十年間苦竹村出産沢瀉の買占が許されたことがわかる。

安政4～5（1857～1858）年桜井伊助の一手買入や、万延2（1861）年小谷新右衛門の買方「御免」という例からも確認できるように、薬種仲間商人たちはそれぞれ藩政に関わり、沢瀉の集荷独占を図っていた。なお、安政6（1859）年の例から、薬種仲間商人が沢瀉の買入を図るため、相互に競争して価格を吊り上げたり、作立金を貸し付けたりしていたことが確認された。

以上、嘉永～万延期薬種仲間商人の集荷活動について、嘉永4～6（1851～1853）年桜井伊助の原町・小田原・連坊沢瀉の一手買入、安政4～5（1857～1858）年桜井伊助の苦竹村・南目村沢瀉一手買入、万延2（1861）年から十年間小谷新右衛門の沢瀉一手買入「御免」、安政6（1859）年苦竹村・南目村沢瀉の買入を巡る仲間商人の価格競争の状況などについてみてきた。ここから、和薬生産の共同調査・和薬集荷価格の協定という仲間集荷仕法が崩壊しつつあったことを知ることができるだろう。

ところが、これは、「近村」和薬の集荷における組織仕法の崩壊と注意すべきであろう。薬種仲間商人にとって、「遠在」諸郡に生産した和薬の集荷が困難であるため、当然のことながら、どのように「近在」から和薬を確実に買い集めるのはますます重要となった。上記の嘉永5（1852）年の史料に提示されるように、「遠在」へと転じた川芎の生産と異なり、領内特産物としての沢瀉の主要な産地は近所の原町・小田原・連坊にあるというのである。さらに、弘化4（1847）年と慶応3（1867）年仲間によって取り調べられた領

¹¹⁴ 伊沢家文書。仙台市史編さん委員会編（2000）収録、資料番号141「国分苦竹・南目村沢瀉売買一件覚帳」。

¹¹⁵ 伊沢家文書。仙台市史編さん委員会編（2000）収録、資料番号142。

¹¹⁶ 仙台市史編さん委員会編（2004）、465-466頁。小谷新右衛門は、近世後期、藩の為替組の一員として、御用金の調達や両替所預り手形の発行に携わった。また、安政3（1856）年ほかの城下有力商人中井新三郎・岩井作兵衛と共同で藩の財用方御用達主立として任じられ、五万両の正金を調達した。

内和薬の生産状況を見ると、その内、沢瀉の生産は近所の原町・国分などになされたことがわかる¹¹⁷。しかし、これらの地域に生産した沢瀉は中間商人の集荷範囲に入れられたが、その生産規模は限られた事情もあり、集荷競争の激化、さらに仲間集荷仕法の崩壊に拍車をかけてしまったと推測できよう。

6 地方株仲間としての検討

以上、従来の中間商人の公的権力との関わりという分析の視角と異なり、多様な市場経済活動を行う仙台薬種仲間の独自の有り様を検討するにあたっては、商売特権を取得・確保・活用する仲間の活動内容を考察したが、このような公的権力と結びつく仲間の動きは、仲間の市場対応的機能を高めるための一つの手段と考えている。ところで、実は、そもそも株仲間の「特権」は、それをあたえる立場の幕府・藩の不利益にならない範囲のものであり、株仲間商人は必ずしも永続的に保持し続けられたわけではなかった。さらに、江戸中後期以降、幕藩権力の市場支配力の後退を原因に、株仲間には付与された特権の効力も減じた。そこでは、特権利用を通じて仲間の市場対応的機能を果たすことの限界を注意すべきであろう。

本節では、この分析視角に基づき、藩権力と結びつく仲間の活動内容、また公権力から別次元で市場対応策を講じる組織の動きをそれぞれ整理しなおし、独自の姿をとる地方株仲間の一形態を論じてみる。

第一に、藩権力と結びつくことを通じて、市場対応をした仙台薬種仲間の活動内容を踏まえ、地方株仲間は、領国の商業政策・専売制の実施や、領域市場構造などに大きく規定されており、結果としてその形態と機能の多様性、また三都株仲間とは異なるありようを呈することとなった、ということ論じてみる。

仙台薬種仲間の事例分析を通じて、領内和薬生産・流通規模が拡大しつつある中、特権的地位の獲得と拡大を求めることによって、和薬集荷をめぐる仲間外商人との競争に勝ち抜こうと企図した仲間の機能と限界性が見出される。つまり、享保 11（1726）年には、城下周辺に集中した和薬の生産・流通の本格化につれて、薬種仲間商人は、その地域に限って和薬の集荷優先権・領内外和薬流通の取締権、すなわち事実上和薬の集荷・移出独占権を取得したのである。宝暦 10（1760）年になると、仲間商人は和薬の独占的集荷の拡大を目的に、改めて公権力との交渉を行い、生産が拡大しつつある在方まで彼らの和薬流通特権の徹底が認められた。天保 2（1831）年以降、薬種仲間は、領内「近在」の村のみならず、新産地として成長した「遠在」諸郡まで彼らの取締を受ける流通秩序を構築しようと動いた。ところが、和薬産地のさらなる成長・市場の飛躍的拡大と相まって、これまで維持されてきた和薬流通秩序における薬種仲間地位の後退をもたらし、組織機能のもつ限界性があらわれてきた。領内和薬生産規模に見合った集荷・出荷の組織仕法を改めて作り上げることができなかったこと、仲間内集荷体制の崩壊という組織の内部要因に加えて、財政収入の増加を目的に薬種仲間の和薬流通特権を否定した国産仕法を実施せざ

¹¹⁷ 仲間が取り調べた沢瀉の生産結果について、弘化 4（1847）年、国分保新境前・小泉・三百人町は合計 45 駄、原町は 250 駄（小谷文書第一-43）であり、慶応 3（1867）年、原町は 175 駄、国分・連坊・御宮町は 25 駄であった（小谷文書第二十一-361）。

るをえなかったこと、公権力の放任による産地和薬の自由売買が生まれたこと等も重要な原因であろう。要するに、享和元（1801）年頃から、流通特権の利用を通じて市場対応をした薬種仲間機能が低下したのであった。

以上の事実を踏まえ、仙台薬種仲間は、商売特権の取得と行使を手段として、仲間の市場対応的機能を高めるようとした際、和薬の流過程に介入した仙台藩の国産仕法の実施を原因に、彼らの特権的地位が度々否定され、市場対応的機能の低下を余儀なくされる事情がわかる。一方、地方株仲間は藩の専売政策の時宜を得て、特産物の集荷・販売に関わる商売特権を取得したり、専売制に参入したり、という形で、その市場組織の機能を果たすこともありうるであろう。この点については、紀州藩の「国産」天草—寒天専売制度に組込まれた天草買付・寒天製造株仲間の例¹¹⁸を挙げることができよう。実は、近世諸藩に実施された専売制度について、専売商品の獲得の形式として、三つの形態が指摘されるとともに、その独占した商品の販売においても三つの形態が挙げられる¹¹⁹。ここから、藩権力と結びつく方法を利用し、市場対応をした地方株仲間は、それぞれ異なる商業政策・領国専売制と関わることによって、その形態と機能の多様性を見いだすことができよう。

さらに、藩権力から和薬集荷・移出の独占権を求める仙台薬種仲間の動きと対照的に、天明3（1783）年和薬種の流通に幕府の規制を排除しようとした大坂道修町中買仲間の例¹²⁰が発見された。ここから、市場対応をした地方と三都株仲間は、商品流通構造における取引規模と地位の相違を原因に、公的権力と関わるところに、異なるありようを見せるようになった。つまり、大坂中買仲間の場合、唐薬種を独占的に買い出して諸国へ売り捌くという立場を利かせて、その国で産出する和薬種を買い集めるため、幕府の規制によらない和薬の自然的な流通の中心となりえたのである。それゆえ、大坂中買仲間は、和薬は全国各地から産出するものであるから大坂だけで取り締まっても無意味であり、流通に対する規制はかえって大坂へ廻着の減少につながると主張していた。その一方では、領外仕入薬種を領内諸問屋・医師へ売り捌きつつ、生産者から和薬を買い取る仙台薬種仲間は、薬種流通上の立場を利かせない。これを原因に、仙台薬種仲間は、拡大しつつある産地から和薬を確実に買い集めようとした際、流通特権の行使という手段に頼らざるをえなくなったようであった。しかし、享和元（1801）年頃以降、特権利用を通じて仲間の市場対

¹¹⁸ 安澤（1967）は、紀州藩寒天専売制度に関わる寒天製造の原料である天草の流通構造を考察した。これにより、紀州藩の専売制が実施された時、天保10（1839）年、遠州・武州・豆州の領外商人達は藩権力と結びつき、伊豆・相模・安房三国の天草買付を行う株仲間を結成したというのである。摂州北在寒天製造仲間は、少なくとも天保11（1840）年頃から紀州藩産物方より前貸資本として原料天草（豆州・房州産出の天草）が供給され、寒天を紀州藩の専売商品とするために生産していた。

¹¹⁹ 吉永（1996）、2頁。堀江（1933）の研究を参照し、下記のような近世専売制の内容を整理した。専売商品の獲得の形式として、藩みずからが資金を出して直接商品を購入する「直接的購買独占」、藩が特定の商人に依頼して商品を独占する「間接的購買独占」、藩が特定の商品のみずから藩営の形で生産して独占する「生産の独占」という三つの形態が指摘されている。その独占した商品の販売について、三つの形態も挙げられている。すなわち、藩が領内で生産された商品または領外から移入された商品を一手に領内に販売する「領内配給の独占」、商品のみずから大坂市場などの領外に送って利益を獲得する「領外移出の独占」、あるいは以上の二つの形態を藩が同時に実施する形態など。

¹²⁰ 今井（1976b）、38-39頁。

応的機能を果たすことの限界が現れてきた。

第二に、公権力から別と次元で、独自の市場対応策を講じる仙台薬種仲間の活動内容を踏まえ、18世紀以降特産物市場を形成する中、産地に位置する地方株仲間の行動様式がどのようなものであったのか、また特産物生産・流通における地方株仲間の機能と限界性がどこにあったのか、ということについて、を論じてみることにする。

仙台薬種仲間の動きを見ると、貞享元（1684）年和薬生産の初期にあたって、彼らは、領内和薬産地の開発に必要な技術と資金を提供することによって、国産和薬という新商品の市場開拓の利益を獲得した。享保年間（1716～1736）以降組織内和薬生産の共同調査・集荷価格の決定（「相場立」）という集荷仕法が作り上げ、その結果、商人相互の競争による価格の吊り上げが制限され、和薬集荷における仲間の結束がかためられた。以降、和薬生産規模の拡大につれて、集荷の確保を目的に、宝暦9（1759）年「相場立」時期の繰り上げ、文政5（1822）年「遠郡」和薬集荷における仲間仕法の調整が行われた。さらに、安政開港・和製人参輸出の活況を背景に、和製人参の開発・輸出に参入し、市場開拓を行う薬種仲間商人の共同活動が見出される。

以上、和薬産地開拓の参入、仲間内集荷仕法の形成・調整という仙台薬種仲間の活動内容から、産地に位置し、その特産物の集荷活動に特徴づける地方株仲間の行動様式が提示された。なお、享保期頃から領内和薬生産の本格化、沢瀉・川芎を特産物として他国市場への出荷、幕末和製人参開発が進むところに、和薬産地の形成と成長における仙台薬種仲間の役割を見逃すことはできない。享保11（1726）年以降、領内和薬流通における仙台薬種仲間の特権的地位が確定されたが、産地形成の初期に限って、仲間の集荷仕法の実施（和薬の生産調査と品質鑑定、組織内集荷競争の制限）、アウトサイダーの取締という組織の活動が行われることによって、客観的に安定的な取引秩序を提供したし、安全・良質な和薬を安定的に領内外市場へ供給することも可能となった。これらの事実から、特産物市場形成における地方株仲間の役割が提示された。ところが、18世紀後半以降、特に寛政期（1789～1801）頃以降、和薬流通の自由問題をめぐる産地と仙台薬種仲間との紛争の激化という事実から、仲間が構築した和薬集荷・出荷体制は拡大しつつある和薬生産に適しなくなり、かえって和薬生産者の利益を損害することになるため、産地成長に差し支えるその有害面が露呈してきたことがわかる。

7 結論

最後に各節で明らかとなった点を整理しつつ、展望とともに本稿の結論をまとめておきたい。

まず、18世紀以降領内和薬市場が形成する中で、商売特権を取得・確保・活用しつつ、公権力から別と次元で、独自の市場対応策を講じ、領内和薬の集荷と移出問題に取り組んだ仙台薬種仲間の活動実態を明らかにした。この検討を通じて、従来しばしばその特権的性格という側面が強調され、公権力の流通統制のための機構と位置付けられた株仲間¹²¹は、市場に対応した機能集団としての側面を有する、という点が明白となった。これは、領内和薬新産地が成長しつつある中、和薬集荷の確保と拡大を目的に、仙台北下周辺地域から「近在」の村へ、さらに「遠在」諸郡まで仲間の集荷・移出独占権の強化、仲間内集荷仕法の調整という仙台薬種仲間の活動内容から確認された。ところで、享和元(1801)年頃から和薬流通秩序における薬種仲間地位の後退という事実から、特権利用を手段として、仲間の市場対応的機能を果たすことの限界が提示された。そこでは、江戸中後期以降、公権力の市場支配力の後退は、仲間の機能低下をもたらす要因の一つと考えられる。

次に、和薬産地開発の参入、仲間内集荷仕法(和薬生産の共同調査・集荷価格の決定)の形成・調整に特徴づけられる仙台薬種仲間の活動内容を明らかにした。この検討を通じて、和薬の産出地に位置する地方薬種仲間の独自の行動と機能を見せるようになり、18世紀以降国産和薬の輸入薬代替化という市場変化における地方薬種仲間の重要性が提示された。なお、これまでほとんど明らかにされていない和薬市場における薬種仲間の検討を一步前に進めた。

仙台薬種仲間の事例分析を通じて、地方株仲間は、領国の商業政策・専売制の実施や、領域市場構造などに大きく規定され、その形態と機能の多様性、また三都株仲間とは異なるありようを呈したことがわかる。なお、18世紀以降特産物市場を形成する中、産地に位置する地方株仲間の行動様式・機能と限界が部分的ながら浮き彫りになった。

本稿はあくまで仙台の個別事例の研究にとどまっている。ここでは充分展開できなかった地方株仲間に共通した性格の解明、多様で複雑な地域性に特徴づける地方株仲間の類型化の作業など、大きな検討課題として残されている。

参考文献

今井修平(1976a)「江戸中期における唐薬種の流通構造—幕藩制的流通構造の一典型として—」, 『日本史研究』169号, 1-29頁。

今井修平(1976b)「大坂市場における株仲間発展の一形態—道修町薬種中買仲間を例として—」, 『ヒストリア』72号, 31-46頁。

今井修平(1986)「近世都市における株仲間と町共同体」, 『歴史学研究』第560号, 93-104頁。

¹²¹ 1960年代以降、幕藩制的商品流通史の研究分野では、三都株仲間は幕府の流通統制のための機構であると考え、その独占機能という面が強調されている(津田, 1961; 中井, 1971等)。地方株仲間の場合、藩政史の枠組みで、商業統制の一環として触れられることが多い。例えば、本稿で取り上げられた仙台薬種仲間も、従来仙台藩の商業政策に焦点を当てた検討が行われている(朴(1991, 1992, 1995, 2003))。

- 今井修平（1989）「株仲間論」，村上直ほか編『近世史研究事典』東京堂出版，所収，130-131頁。
- 北島正元編（1962）『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館。
- 徐寤（2015）「人参取引にみられる仙台薬種仲間の仲間機能の一考察」，市場史研究会編『市場史研究』，19-38頁。
- 仙台郷土研究会編（1991）『仙台藩歴史用語辞典』（『仙台郷土研究』復刊第16巻第1号特集），仙台郷土研究会。
- 仙台市史編さん委員会編（2000）『仙台市史 資料篇 4 近世 3 村落』仙台市史編さん委員会。
- 仙台市史編さん委員会編（2003）『仙台市史 通史編 4 近世 2』仙台市史編さん委員会
- 仙台市史編さん委員会編（2004）『仙台市史 通史編 5 近世 3』仙台市史編さん委員会
- 津田秀夫（1961）『封建経済政策の展開と市場構造』御茶の水書房。
- 農山漁村文化協会編（1996）『日本農業全集 68 本草・救荒』。
- 中井信彦（1961）『幕藩社会と商品流通』塙書房。
- 中西聡（1998）『近世・近代日本の市場構造「松前鮭」肥料取引の研究』東京大学出版会。
- 林玲子（1967）『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房。
- 朴慶洙（1991）「仙台城下における株仲間の成立-享保期の薬種仲間を中心に-」，『歴史』第七十七輯，37-55頁。
- 朴慶洙（1992）「仙台城下商人仲間の成立」，『近世日本の都市と交通』河出書房新社，所収，53-72頁。
- 朴慶洙（1995）「仙台藩の流通政策と地域経済圏」，『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社，所収，255-284頁。
- 朴慶洙（2003）「城下町の商業特権と藩政—仙台藩を中心に—」，『史料館研究紀要』第三十号，125-193頁。
- 堀江保蔵（1933）『我国近世の専売制度』日本評論社。
- 本庄栄治郎（1960）「近世大阪の薬種仲間」，『大阪府立大学経済研究』15号，1-18頁。
- 宮本又次（1938）『株仲間の研究』有斐閣。
- 安澤みね（1967）「紀州国産」伊豆天草の流通構造」，宮本又次編『商品流通の史的研
究』ミネルヴァ書房，所収，349-371頁。
- 吉田伸之（1985）「町人と町」，日本史研究会編『講座日本歴史 5』東京大学出版会，所収，151-188頁。
- 吉永昭（1973）『近世の専売制度』吉川弘文館（1996新装版）。
- 渡辺祥子（2006）『近世大坂薬種の取引構造と社会集団』清文堂。
- 渡辺信夫（2002）『日本海運史の研究』清文堂。
- 渡辺英夫（2002）『東廻海運史の研究』山川出版社。

一次資料

小谷文書，東北大学附属図書館所蔵。